

第5回 川薩地区法定合併協議会

資 料

日時 平成15年9月11日(木) 午後2時30分から

場所 川内市 ホテル太陽パレス

川薩地区法定合併協議会

第5回川薩地区法定合併協議会

日時：平成15年9月11日(木)
午後2時30分から
場所：ホテル太陽パレス(川内市)

会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 提案事項

提案第18号	町名・字名の取扱いについて	P 5
提案第19号	自治会・行政連絡機構の取扱いについて	P10
提案第20号	窓口業務について	P16
提案第21号	保健衛生事業について	P27
提案第22号	環境衛生事業について	P61

(2) 報告事項

合併協定項目A・B群の協議状況について	P66
地域情報化計画策定懇話会について	P67
事務の進捗状況について	P68
9専門部会の進捗状況について	P69
一部事務組合について	P70

(3) その他

次回協議会の開催等について	P73
合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)	P74
合併協定項目(46項目)の協議状況	P75

4. 閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森園 正堂	
		助役	和田 国昭	
	議会	議長	北迫 茂	
		副議長	古里 貞義	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 ハルエ	
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	安田 文仁	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
里 村	行政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
下 甌 村	行政	村 長	町 弘道	
		助 役(総務課長)	西手 正孝	
	議 会	議 長	中川 三継	
		副議長	宮 和勇	
	学識経験者		日笠山直宏	
			宮野イネ子	
鹿 島 村	行政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	肥後 和紀	
	総務部地方課市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	川野 眞司	川内市(鹿児島県派遣)
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里 村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整班長	奥平 幸己	東郷町
調整班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整班員	大毛 昭徳	下甌村
調整班員	井手上和洋	祁答院町
調整班員	平 利朗	樋脇町
調整班員	久米 道秋	祁答院町
調整班員	堀切 良一	入来町
調整班員	田代 健一	川内市
調整班員	古川 太司	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甌村
計画班員	山内 拓也	下甌村
計画班員	堀之内孝充	東郷町

提案第 18 号

町名・字名の取扱いについて

合併協定項目17号「町名・字名の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年9月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整するものとする。

- 1 川内市については、現行のとおりとする。
- 2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したものを
もって、大字とする。
- 3 里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字
に冠したものをもって、大字とする。

平成 年 月 日 確認

協定項目17号資料

町名・字名の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 町名・字名の取扱いについては、その歴史的経緯や住民の愛着を踏まえ、住民生活に最も影響の少ない方式を選択する。
- (2) 市町村合併の際に、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに設定し若しくは廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。

2 提案の理由

1市4町4村の合併に伴い、現行の町名・字名の一部について変更するため、提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

篠山町・西紀町・丹南町の大字については従前のとおりとし、今田町については、従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

町名・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については地域住民の意向を尊重し調整するものである。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- (1) 字の区域は、原則として現行のとおりとする。
- (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。
津田町・大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。
志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。
長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。
ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。

山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併）

町・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

新潟県北魚沼6か町村合併協議会（平成16年11月1日 目標新設合併）

字の区域・名称は、現行のとおりとする。なお、名称から大字表記を削除する。ただし、湯之谷村と広神村の重複名称である芋川は、住民の意向を踏まえて名称を調整する。
新市の区域の密集市街地については、「住民表示に関する法律」に規定する住居表示の導入について検討する。

4 参考法令等(条文等抜粋)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別な定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

5 今後の協議スケジュール

平成15年 9月25日 各市町村協議回答

平成15年10月 2日 (幹事会一次協議)

平成15年10月16日 (幹事会二次協議)

平成15年10月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	17 町名・字名の取扱い
調整方針案	<p>町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整するものとする。</p> <p>1 川内市については、現行のとおりとする。</p> <p>2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。</p> <p>3 里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。</p>

【1市4町4村合併における取扱いパターン】

市町村名	大字の数	現在の住所表示例	新市の住所表示例
川内市	65	川内市 神田町 -	市 神田町 -
樋脇町	3	薩摩郡樋脇町 塔之原 番地	市 樋脇町塔之原 番地
東郷町	6	薩摩郡東郷町 斧淵 番地	市 東郷町斧淵 番地
入来町	2	薩摩郡入来町 浦之名 番地	市 入来町浦之名 番地
祁答院町	4	薩摩郡祁答院町 下手 番地	市 祁答院町下手 番地
里村	1	薩摩郡里村 里 番地	市 里町里 番地
上甑村	7	薩摩郡上甑村 中甑 番地	市 上甑町中甑 番地
下甑村	5	薩摩郡下甑村 手打 番地	市 下甑町手打 番地
鹿島村	1	薩摩郡鹿島村 蘭牟田 番地	市 鹿島町蘭牟田 番地
計	94		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	17 町名・字名の取扱い			専門部会名	企画財政部会		
調整方針案	町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整するものとする。 1 川内市については、現行のとおりとする。 2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。 3 里村、上甌村、下甌村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。						
区分	川内市			樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
現行の大字名 (合計94)	青山町 天辰町 運動公園町 網津町 大小路町 尾白江町 勝目町 上川内町 川永野町 神田町 久住町 楠元町 隈之城町 久見崎町 国分寺町 小倉町 五代町 木場茶屋町 御陵下町 城上町 白浜町 白和町	大王町 田海町 高江町 高城町 田崎町 中郷一丁目 中郷二丁目 中郷三丁目 中郷四丁目 中郷五丁目 中郷町 鳥追町 永利町 中福良町 中村町 西開聞町 西方町 西向田町 花木町 原田町 東大小路町 東開聞町	東向田町 冷水町 平佐町 水引町 港町 宮内町 都町 宮崎町 宮里町 向田町 向田本町 百次町 矢倉町 山之口町 湯田町 湯島町 陽成町 横馬場町 寄田町 若葉町 若松町	市比野 倉野 塔之原	浦之名 副田	斧淵 穴野 烏丸 南瀬 藤川 山田	藺牟田 上手 黒木 下手
	3大字			2大字	6大字	4大字	
	里村			上甌村	下甌村	鹿島村	
	里			江石 小島 桑之浦 瀬上 平良 中甌 中野	青瀬 片野浦 瀬々野浦 手打 長浜	藺牟田	
65大字			1大字	7大字	5大字	1大字	

提案第 19 号

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

合併協定項目 22号「自治会・行政連絡機構の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年9月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

自治会・行政連絡機構（公民会、自治公民館、小組合、常会、組合、区）組織については、名称を自治会に統一し現行のまま新市に引き継ぎ、新市まちづくり計画に基づく地区コミュニティ協議会制度を導入する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 2 2号資料

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 自治組織は、市町村の歴史的経緯や地域の実情により形成された組織であるが、新市の一体感を図る上においては名称の統一を図る必要がある。
- (2) 市民が主体となる地域及び地区づくりを促進するために、市民自らが中心となる横断的な組織体制をつくる必要がある。

2 提案の理由

自治組織の一体性の確保と効率性を高める観点から、自治会・行政連絡機構の取扱いについて、調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

- 1 自治会の区域名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め、統一を図る。
- 2 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。
- 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとする。

山梨県河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村合併協議会(平成15年11月15日目標新設合併)

行政連絡機構（自治会及び区）の組織、区域及び名称については現行のとおり新町に引き継ぐ。
自治会連合会及び区の連絡・調整機関として新町に自治会連絡協議会を置く。
自治会連合会及び区において実施する事業については、新町において調整する。

岐阜県郡上郡町村合併協議会（平成16年3月1日目標新設合併）

名称については「自治会」とする。自治会の組織及び区域は当面現行のとおりとし、新市において地域の実情に応じ見直しを図る。

- ・ 新市に自治会連合会を置き、連合組織については新市において調整する。
- ・ 自治会連合会事業については、新市において調整する。

長崎県福江市南松浦郡富江町・玉之浦町・三井染町・岐宿町・奈留町合併協議会（平成16年8月1日目標新設合併）

行政区の名称及び所管区域については、現行のとおりとし、必要に応じ合併後に調整する。
また、町内会長・駐在員・地区長・区長の設置条例等については、福江市の例により調整し、必要に応じ合併後に調整する。

岡山県吉備高原中央地域合併協議会(平成16年10月1日目標新設合併)

自治会等（住民会や行政区）の組織については、現行のまま新町に引き継ぎ、新町において統一した新しい組織及び体制を整備

4 今後の協議スケジュール

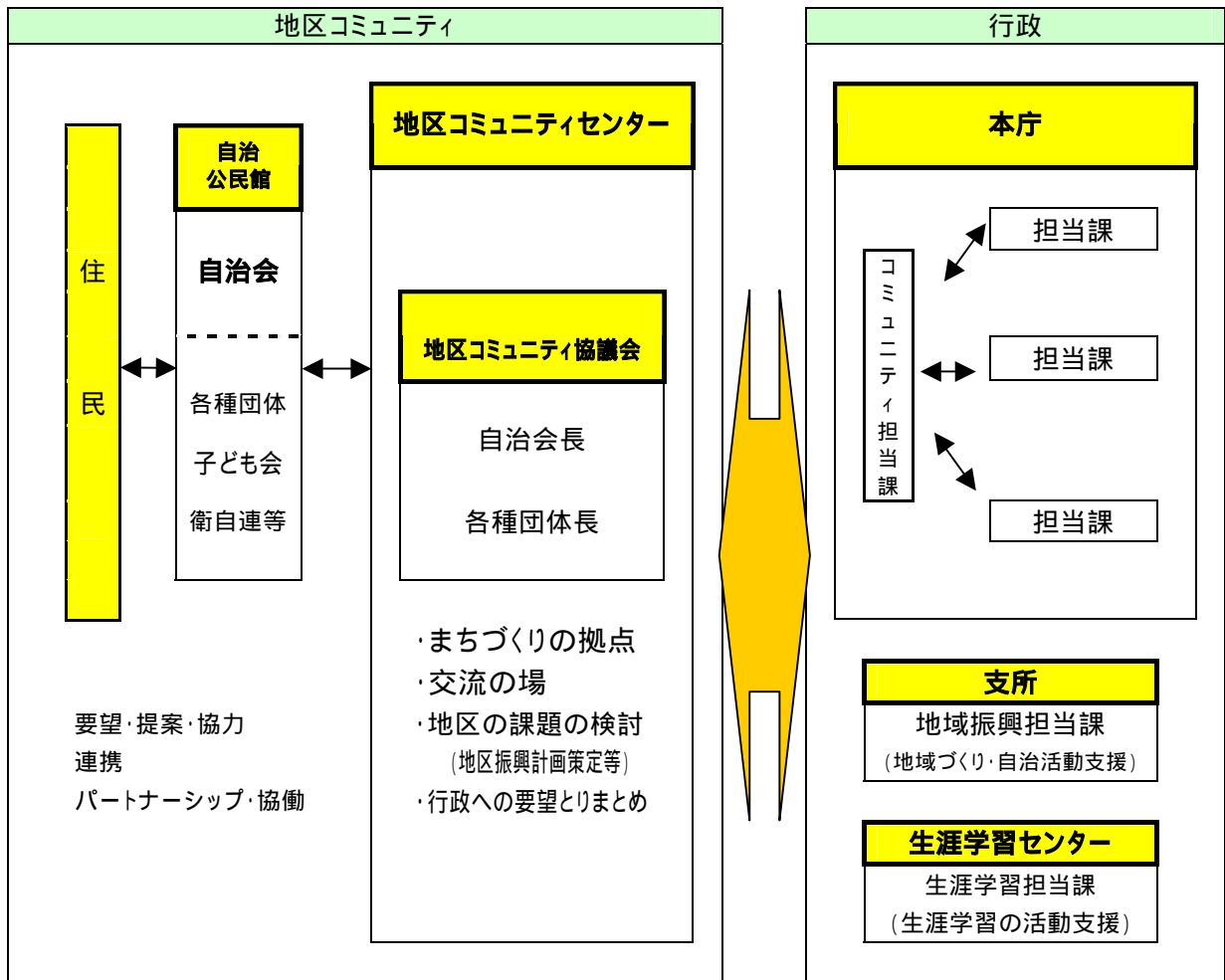
平成15年 9月25日 各市町村協議回答
平成15年10月 2日 (幹事会一次協議)
平成15年10月16日 (幹事会二次協議)
平成15年10月24日 協議会確認

1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

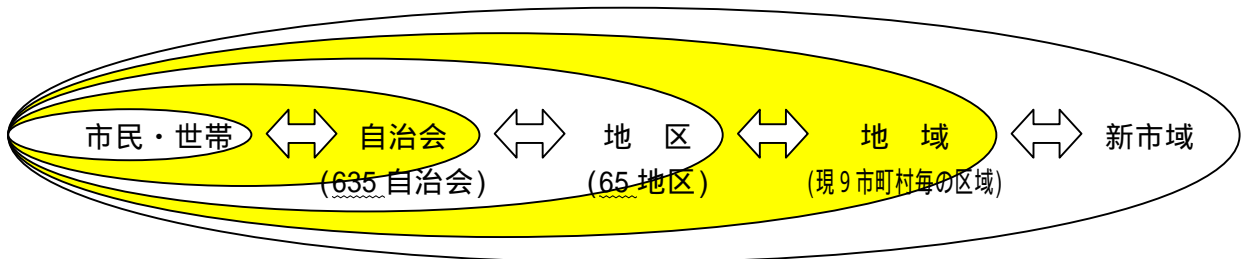
(1) 地区コミュニティを活かしたしくみづくり

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区における連絡協議会などの機能を見直し、より充実した横断的な組織体制をめざした「地区コミュニティ協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することにより地区コミュニティ機能の活性化を図ります。

地区コミュニティと行政の関係イメージ（案）

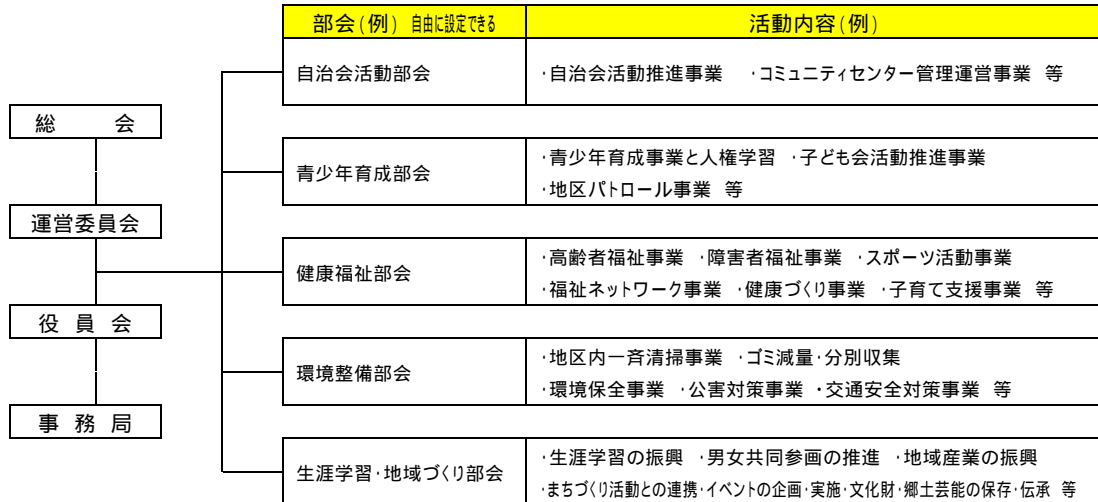


地区とは…現小学校区・地区のエリアのこと。



「地区コミュニティ協議会」組織イメージ（案）

地区コミュニティ協議会は、各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。
地区コミュニティ協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体を、その内容によってまとめたもので地区のための活動を行うものです。具体的に設置する部会とその活動内容は各地区のコミュニティで協議されるべきものです。



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整

市町村名		地区名	地区活動の拠点施設名	校区 地区別 世帯数	校区 地区別 人口	専門部会名	企画財政部会
						構成 自治会 数	自治会名称
川内市	1	亀山	亀山集会所	3,121	7,860	21	公民会
	2	可愛	可愛校区公民館	4,779	11,281	33	
	3	育英	育英集会所	1,751	4,169	10	
	4	川内	すこやかふれあいプラザ	2,674	5,880	36	
	5	平佐西	産業振興センター	4,801	11,711	23	
	6	隈之城	川内市セントピア	4,807	12,356	52	
	7	永利	永利集会所	2,249	5,667	28	
	8	平佐東	平佐東集会所	567	1,311	12	
	9	水引	水引集会所	1,385	3,289	35	
	10	峰山	峰山校区公民館	722	1,783	19	
	11	滄浪	滄浪校区公民館	244	472	6	
	12	寄田	寄田校区公民館	234	467	8	
	13	八幡	八幡校区公民館	674	1,708	14	
	14	高来	高来校区公民館	1,015	2,112	9	
	15	城上	城上集会所	481	1,244	7	
	16	陽成	陽成校区公民館	378	863	9	
	17	吉川	吉川集会所	157	348	4	
	18	湯田	湯田集会所	347	747	7	
	19	西方	西方校区公民館	352	614	5	
	計	19		30,738	73,882	338	
樋脇町	1	塔之原一区	塔之原一区多目的集会施設	207	524	10	自治公民館
	2	塔之原二区	塔之原二区公民館	165	462	5	
	3	塔之原三区	塔之原三区公民館	269	668	8	
	4	塔之原四区	塔之原四区コミュニティセンター	410	958	14	
	5	塔之原五区	塔之原五区公民館	360	894	9	
	6	市比野一区	藤本青少年集会所	105	276	4	
	7	市比野二区	野下地区営農研修館	96	224	4	
	8	市比野三区	市比野三区公民館	173	530	8	
	9	市比野四区	市比野四区公民館	485	1,040	9	
	10	市比野五・六区	市比野五・六区公民館	380	984	9	
	11	温泉区	温泉区公民館	456	1,097	8	
	12	倉野区	倉野青少年集会所	131	328	4	
	計	12		3,237	7,985	92	
入来町	1	副田	中央公民館副田分館	1,428	2,848	24	公民会
	2	入来	中央公民館清色分館	806	1,837	19	
	3	朝陽	中央公民館朝陽分館	252	714	12	
	4	大馬越	中央公民館大馬越分館	346	882	10	
	5	八重	中央公民館八重分館	74	181	6	
	計	5		2,906	6,462	71	
東郷町	1	斧淵	斧淵コミュニティセンター	1,349	3,631	16	自治公民館
	2	南瀬	南瀬コミュニティセンター	330	761	8	
	3	山田	山田コミュニティセンター	240	604	4	
	4	鳥丸	鳥丸コミュニティセンター	283	690	6	
	5	藤川	藤川コミュニティセンター	216	466	9	
	計	5		2,418	6,152	43	
祁答院町	1	黒木	黒木公民館	361	994	9	自治公民館
	2	上手	上手農村研修センター	357	980	9	
	3	大村	大村交流体験施設	373	964	5	
	4	轟	轟農村研修センター	221	485	2	
	5	蘭牟田	蘭牟田農村研修センター	584	1,315	7	
	計	5		1,896	4,738	32	
里村	1	蘭上	蘭上自治公民館	170	419	5	小組合
	2	蘭中	蘭中自治公民館	76	204	2	
	3	蘭下	蘭下自治公民館	134	320	4	
	4	村西	村西自治公民館	106	237	3	
	5	村東	村東自治公民館	137	314	5	
	計	5		623	1,494	19	
上甌村	1	中甌	上甌村老人福祉センター	351	681	7	常会
	2	中野	中野地区集会所	38	69	1	
	3	江石	江石集会所	117	214	3	
	4	平良	上甌村生活館	187	379	5	
	5	小島	上甌村保健福祉館	103	213	3	
	6	瀬上	瀬上地区集会所	131	282	3	
	7	桑之浦	上甌村住民センター	43	77	1	
	計	7		970	1,915	23	
下甌村	1	手打	手打地区公民館	502	1,014	3	公民館
	2	片野浦	高齢者コミュニティセンター	123	241	1	
	3	瀬々野浦	高齢者保健福祉館	145	235	1	
	4	内川内	内川内集会所	41	73	1	
	5	青瀬	青瀬児童館	169	323	2	
	6	長浜	長浜振興センター	537	982	2	
	計	6		1,517	2,868	10	
鹿島村	1	蘭牟田	鹿島村公民館	385	706	7	区
	計	1		385	706	7	
総計		65		44,690	106,202	635	

世帯数・人口は平成14年10月1日現在

提案第20号

窓口業務について

合併協定項目23-7号「窓口業務」について、次のとおり提案する。

平成15年9月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案）】

窓口業務について

窓口業務の取扱いについては、新市の組織体制と調整を図り、住民サービスの低下を招かないことを原則として、調整に努めるものとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 7号資料

窓口業務について

1 協定項目の要旨・留意点

窓口業務は、住民情報提供等のサービス業務のなかで市民対応が一番多い部署であり基本姿勢に添った調整を図る。

窓口業務は、本所・支所の組織体制、課、係の配置等を考慮して、住民サービスの低下を招かないように努める。

2 提案内容の理由

住民サービスに配慮した体制を整備するとともに、窓口機能の充実に努める内容で提案します。

3 協定（協議）先進事例

<p>広島県三次市・双三郡・甲双町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）</p> <ol style="list-style-type: none">1 昼時間窓口業務は、本庁・支所ともに実施する。2 夜間窓口業務については、本庁において、三次市の例により実施するものとする。
<p>埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）</p> <ol style="list-style-type: none">1 市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。2 既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。
<p>広島県高田郡6町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）</p> <ol style="list-style-type: none">1 窓口業務の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、原則として現行のとおりとする。2 市役所及び支所以外での住民票の交付については、新市においてもサービス拡充の方向で取り組むものとする。

4 今後の協議スケジュール

平成15年 9月25日 各市町村協議回答
平成15年10月 2日 （幹事会一次協議）
平成15年10月16日 （幹事会二次協議）
平成15年10月24日 協議会確認

主な窓口業務

1 総務部会関係

- 所得・評価証明・課税・非課税証明書・資産証明書
- 納税証明書
- 罹災証明書
- 火入れ許可
- 入札(指名)結果閲覧
- 交通災害共済(加入・申請等)
- 行政相談

2 企画財政部会関係

- 公共料金の出納

3 産業経済部会関係

- 町管理の道路、橋梁、河川、公園等の維持補修・農村公園及び特産品販売所等
- 農林水産業の振興、相談業務等・農業委員会等
- 観光、イベント等

4 住民健康福祉部会関係

- 出生届・婚姻届・死亡届・転入転出等
- 戸籍簿謄、抄本・住民票の写し・印鑑登録証明・火葬申し込み(受付)・火葬許可書・墓地借用及び返還・犬の登録等
- 人権擁護に関すること等
- 身体障害者手帳の交付・申請・受付・各種福祉手当の申請・受付・保育所入所相談・療育手帳の申請等
- 国民健康保険加入・喪失届・被保険者証の発行・出産一時金等申請事務等
- 老人保健医療受給者証等の申請、交付・老人・身体障害者・乳幼児医療受給者証の申請、交付事務・入院生活給付金の申請等
- 老人保健取得、喪失等届・医療費申請受付事務等
- 福祉医療の喪失・保険変更・転居届、再発行事務・医療費等申請受付事務等
- 母子手帳・健康手帳の交付・各種検診料減免申請等
- 要介護等認定申請受付・認定調査業務・被保険者証の発行等
- 各種相談業務

5 建設部会関係

- 市町村管理の道路・橋梁・河川等の維持補修等
- 市町村営住宅の入居相談・受付・管理等
- 行政財産(里道・水路)の使用許可申請
- 道路占用許可申請
- 確認申請等
- 屋外広告物許可申請等

6 上下水道部会関係

- 水道使用の届(開閉栓・一時休止・廃止)
- 水道加入の届(新規・口径変更)
- 納付書発行
- 証明書発行
- 指定給水装置工事事業者指定申請受付

7 教育部会関係

- 教育関係の庶務・教育振興施設の使用申請・各種教育相談等

8 議会・監査部会関係

- 請願・陳情の受理

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 窓口業務

協定項目	23-7 窓口業務									
調整方針	・印鑑登録・交付事務は、合併時に、川内市の例により調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
印鑑登録・交付事務	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録の申請又は廃止する者は、自ら若しくは、代理人により役所に向き登録申請又は廃止の届出をする。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に印鑑登録証明書を送付する。 <p>(事務手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請・印鑑登録廃止(本人) ・印鑑登録申請書に氏名等記入し、登録印を添えて登録申請する。印鑑登録の廃止は、印鑑証明廃止届に記入する。 ・登録申請者又は廃止する本人であるか確認する。(官公庁発行の写真証明書で確認、証明書がない場合、川内市に印鑑登録している者が登録された印鑑を押し印した保証書を添えれば可) 	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録の申請又は廃止する者は、自ら若しくは、代理人により役所に向き登録申請又は廃止の届出をする。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に印鑑登録証明書を送付する。 <p>(事務手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・樋脇町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本町に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) ・登録証明書交付 ・受付窓口における、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付 <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録要件は、樋脇町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者 	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録の申請又は廃止する者は、自ら若しくは、代理人により役所に向き登録申請又は廃止の届出をする。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に印鑑登録証明書を送付する。 <p>(事務手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・入来町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本町に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) ・登録証明書交付 ・受付窓口における、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付 <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録要件は、入来町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者 	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。(但し代理人は、諸手続きをし、後日登録) ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。 <p>(事務手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・東郷町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本町に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) ・登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付 <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録要件は、東郷町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者 	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。 <p>(事務手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・祁答院町内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本町に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) ・登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付 <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録要件は、祁答院町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者 	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。 <p>(事務手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・里村内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) ・登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付 <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録要件は、里村に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者 	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。 <p>(事務手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・上甌村内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) ・登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付 <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録要件は、上甌村に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者 	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。 <p>(事務手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・下甌村内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) ・登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付 <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録要件は、下甌村に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者 	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録を申請するものは、自ら若しくは、代理人により役場に向き登録申請する。 ・印鑑登録証を持参した本人若しくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。 <p>(事務手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請 ・登録申請書に氏名等記入し、登録印を持って登録申請する。 ・登録申請者本人である旨確認を要する。(官公庁発行の写真添付されている者で確認) ・鹿島村内に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本村に外国人登録原票に登録されている者(15歳未満の者及び成年被後見人は、登録できない。) ・登録証明書交付 ・受付窓口において、印鑑登録証を提示 ・印鑑証明申請書を記入 ・印鑑証明を交付 <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録要件は、鹿島村に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 ・印鑑登録をしている者 	合併時に、川内市の例により調整する

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 窓口業務

協定項目	23-7 窓口業務									
調整方針	・住民票交付事務は、合併時に、川内市の例により調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
住民票交付事務	<p>(概要) 住民票の写しの交付</p> <p>(申請) 本人若しくは同世帯の人若しくは親族 上記以外のもの 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは地方公共団体職員</p> <p>○請求書に記入(が請求する場合) ・請求者の住所、氏名、印(印は省略できる) ・必要者の住所・世帯主氏名、氏名 ・世帯全部、一部の別、必要枚数、12条4項(特別の請求)の記載の有無</p> <p>○請求書に記入(が請求する場合) ・請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数、職務上請求用紙にて請求</p> <p>○請求書に記入(が請求する場合) ・請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数、職務上請求用紙にて請求</p> <p>○請求書に記入(が請求する場合) ・請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数、職務上請求用紙にて請求</p> <p>○請求書に記入(が請求する場合) ・請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数、職務上請求用紙にて請求</p> <p>○請求書に記入(が請求する場合) ・請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数、職務上請求用紙にて請求</p> <p>(発行・交付) ・住民記録システムから改竄防止用紙にて発行 ・申請者の住所、氏名を確認後、まちがいなければレジにて交付し、手数料を受領し、領収書を発行</p>	<p>(概要) 住民票の写しの交付</p> <p>(申請) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p>	<p>(概要) 住民票の写しの交付</p> <p>(申請者) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(申請) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p>	<p>(概要) 住民票は住民の居住関係を公証する。</p> <p>(申請) 本人又は同世帯の人若しくは親族 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等) 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p> <p>・請求書に記入 が請求する場合 請求者の住所、氏名、印、使用目的、必要枚数 ・請求書に記入 が請求する場合 職務上請求用紙にて請求</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(内容) ・請求者の理由 ・請求者の氏名、住所、押印 ・請求に係る住民の範囲 ○請求事由を明らかにさせることを要しない場合 ・本人又はその者と同一世帯に属する者 ・国又は地方公共団体の職員の職務上の請求 ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人又は行政書士が、職務上の請求 ・村長が相当と認める場合</p> <p>○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名・印若しくは捺印 ・請求者の資格(関係)・必要枚数・謄抄本の別 ○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名 ・代理人の住所・氏名・印若しくは捺印 ・世帯主と請求者との関係・使用目的・必要枚数・謄抄本の別 委任状添付の場合 使用目的は不必要 ○請求書に記入 が請求する場合 ・職務上請求用紙にて申請</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(申請) 本人又はその配偶者、直系尊属若しくは、直系卑属 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名・印若しくは捺印 ・請求者の資格(関係)・必要枚数・謄抄本の別 ○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名 ・代理人の住所・氏名・印若しくは捺印 ・世帯主と請求者との関係・使用目的・必要枚数・謄抄本の別 委任状添付の場合 使用目的は不必要 ○請求書に記入 が請求する場合 ・職務上請求用紙にて申請</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(申請) 本人又はその配偶者、直系尊属若しくは、直系卑属 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名・印若しくは捺印 ・請求者の資格(関係)・必要枚数・謄抄本の別 ○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名 ・代理人の住所・氏名・印若しくは捺印 ・世帯主と請求者との関係・使用目的・必要枚数・謄抄本の別 委任状添付の場合 使用目的は不必要 ○請求書に記入 が請求する場合 ・職務上請求用紙にて申請</p>	<p>(概要) 住民票の交付</p> <p>(申請) 本人又はその配偶者、直系尊属若しくは、直系卑属 上記以外の者(第3者) 職務上必要とする者 国若しくは、地方公共団体職員</p> <p>○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名・印若しくは捺印 ・請求者の資格(関係)・必要枚数・謄抄本の別 ○請求書に記入 が請求する場合 ・請求者の住所・世帯主名・氏名 ・代理人の住所・氏名・印若しくは捺印 ・世帯主と請求者との関係・使用目的・必要枚数・謄抄本の別 委任状添付の場合 使用目的は不必要 ○請求書に記入 が請求する場合 ・職務上請求用紙にて申請</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 窓口業務

協定項目	23-7 窓口業務									
調整方針	・外国人登録受付事務は、合併時に、川内市の例により調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
外国人登録受付事務	<p>(概要) 外国人登録の申請受付事務</p> <p>(事務手順) 1指定の申請書に記入してもらい、申請書類(旅券、写真等)を提出してもらおう。 2新規登録など登録証明書の交付を伴う申請の場合、乙様式証明書(16歳未満)はその場で作成し、交付する。</p> <p>(手書き) ・甲様式証明書(16歳以上)は入国管理局が作成するため、日数がかかるので'交付予定期間指定書'を作成し、渡す。甲様式証明書は後日交付する。 ・変更登録の場合は、登録証明書の裏面に変更内容を記載してから渡す。</p> <p>外国人の転出の場合は、転入先の役所への居住地変更登録申請だけでよい。(転出元の役所への申請はしない)</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1 申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2 申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1 申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2 申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1 申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2 申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1 申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2 申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1 申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2 申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1 申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2 申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1 申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2 申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>(概要) 外国人登録事務は、該当者が在住する市町村が諸申請の窓口となるため、その申請受付を行う事務</p> <p>(目的) 本邦に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確にし在留外国人の公正な管理を資する。</p> <p>(事務手順) 1 申請受付 受付対象者 ・外国人登録法第2条1項において規定している外国人指定に申請書に記入し、必要書類を提出する。 ・転出は転入先より、登録原票請求者が請求され出国は、入国管理局より通知が送付される。 ・死亡等は戸籍届出により発生する。 2 申請書内容確認 ・申請内容は、原票や提出資料(パスポート等)により確認する。 ・提出書類は保存のため、添付書類とするかコピーにて対応とする。</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 窓口業務

協定項目	23-7 窓口業務									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬許可(受付・許可)は、合併時に、新たな制度等を制定する。 ・火葬場使用許可は、一部事務組合との調整を図り、合併時に、新たな制度等を制定する。 ・市民相談に関することは、現行のまま新市へ引き継ぐ。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
火葬許可(受付、許可)	<p>生活環境課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること。妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・住民係窓口担当者 但し業務時間外は宿日直者(警備員)</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること。妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>町民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること。妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>町民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること。妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること。妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること。妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること。妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。 (手数料) 火葬許可証1通200円</p>	<p>民生課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること。妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>住民課で死亡届・死産届(火葬の予約)受付後に許可証を作成する。但し火葬日時が死亡日時より24時間を経過していること。妊娠7ヶ月に満たない死産は、24時間経過していてもよい。</p> <p>(受付・発行) 年中24時間 (事務担当者) ・戸籍担当者 但し閉庁時は宿日直者が対応する。</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。 ・火葬許可証の手数料について、取扱いの調整を図る。 ・一部事務組合との調整が必要である。</p>
火葬場使用許可	<p>葬祭場の使用申請が提出された時、市民課への手続き(埋・火葬許可)を確認して、使用許可証を発行する。</p>		<p>・町民課の窓口で死亡届を受領 ・火葬予約の確認をし、予約しなければ東部衛生処理組合に電話で予約 ・死亡届に基づき火葬許可書を作成 ・火葬認可証の申請者は、死亡届の届出人と同じ</p>		<p>死亡届を提出されたら、薩摩郡東部衛生処理組合に連絡し火葬の予約を確認する。 喪主・死亡者・火葬日時 間違いがなければ火葬許可証を発行。</p>	<p>上甌村との合同による甌衛生管理組合火葬場を使用しており、火葬場の管理は里村が行っている。</p>	<p>里村との合同による甌衛生管理組合火葬場を使用しているが、火葬場の管理は里村が行っている。</p>	<p>葬祭場の使用申請が提出された時、埋・火葬許可書を確認して、使用許可証を発行する。</p>	<p>葬祭場の使用申請が提出された時、埋・火葬許可書を確認して、使用許可証を発行する。</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。 ・一部事務組合との調整が必要である。 ・火葬料については、環境衛生事業及び一部事務組合の取扱いで協議する。</p>
市民相談に関すること	<p>市民相談に迅速かつ的確に対応する。 平成13年度実績 相談件数1,007件</p> <p>無料法律相談の開催 市民の財産・権利・離婚・扶養・相続・借地・借家・金銭・貸借・相隣等 弁護士の専門的なアドバイスを受ける。 毎月1回(第2木曜日) 県弁護士会へ委託</p>									<p>現行のまま新市へ引き継ぐ。</p>

提案第21号

保健衛生事業について

合併協定項目23-8号「保健衛生事業」について、次のとおり提案する。

平成15年9月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【調整方針(案)】

保健衛生事業について

- 1 無料巡回診療は、新市に移行後も当分の間は現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 2 在宅当番・緊急医療情報提供実施事業は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 3 川内市の湯田、西方、高江、久見崎及び寄田地区の定時開設診療所並びに祁答院町黒木診療所及び祁答院診療所は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 4 甕島4村の国保直営診療所、へき地診療所及び国保直営歯科診療所は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、運営方法等について随時調整する。
- 5 病院群輪番制事業(共同利用型病院運営事業)は、二次救急医療を確保するため、現行の実施体制を新市に引き継ぐこととする。
- 6 医療従事者等育成支援事業は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象者、奨学資金等について随時調整する。
- 7 食生活改善推進員協議会は、組織の統合、活動内容、活動補助金等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 8 健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 保健センターは、1市4町2村に設置されており、今後も地域保健活動の拠点として管理を行うこととするが、運営方法、維持管理等については、新市に移行後、速やかに調整する。

- 10 三者医療協議会及び歯科医療問題協議会は、協議会の運営、構成員等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 11 基本健康診査、各種ガン検診、C型肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診及び腹部超音波検診は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、健診(検診)体制及び検査項目等について、健診(検診)委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。
- 12 集団で行う乳幼児健康診査の健診体制及び内容等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 13 精密健康診査は、合併時に川内市の例より調整する。
- 14 個別検診の内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 15 乳幼児歯科健康診査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等含めて随時調整する。
- 16 結核予防事業及び予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時まで調整する。
- 17 女性の健康促進事業は、新市に移行後、速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

保健衛生事業について

1 協定項目の要旨・留意点

保健衛生に関する事業・制度について検討する。

老人保健事業、母子保健事業、予防接種事業等は、実施方法等について、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないように医師会等関係機関との調整が必要である。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

保健衛生事業は、健康でともに支え合うまちづくりを目指すため、保健事業、健康づくり等の推進に努め、保健・医療の充実を図る観点から、事務事業一元化調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案するものである。

3 協定(協議)先進事例

兵庫県篠山市(平成11年4月1日 新設合併)

予防接種、健康診査、母子及び成人保健については、現行を基本として合併時に調整する。ただし、

- (1) 健康診査(成人病)にかかる料金は、国基準単価に準拠する。
- (2) 2時間人間ドックへの一般会計補助は廃止する。
- (3) 上記(1)及び(2)の検査時にかかる国民健康保険加入者については、国民健康保険事業会計から助成する。

香川県さぬき市(平成15年4月1日新設合併)

(1) 予防事業、保健事業、母子保健事業、老人保健事業、健康づくり推進事業、若者健康診査、臨時雇用賃金等は、保健福祉計画の策定に併せ、関係機関等を交えた協議のうえ統一を図る。

(2) 在宅健康管理システム推進事業については、現行のとおりとし、新市において統一を図る。

(3) 骨粗鬆症疫学調査事業及びへき地診療所は、現行のとおりとする。

(4) 8020運動推進事業は、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。

香川県東かがわ市(平成15年4月1日 新設合併)

(1) 母子保健事業については、新市に移行後速やかに調整する。

(2) 育児等健康支援事業については、新市に移行後速やかに調整する。

(3) 予防接種事業については、合併時に予防接種の方法及び自己負担額を統一する。

(4) 老人保健事業については、自己負担額等について、合併時に調整する。

(5) 健康推進委員会及び健康づくり推進協議会については、引田町の例により調整し、新市において組織を統一する。

(6) 女性の健康診査については、新市において実施する方向で調整する。

山口県周南市（平成15年4月1日 新設合併）

(1) 妊婦健康診査

公費による実施は、前期、中期、後期の3回とし、住民税非課税世帯の妊婦に対しては、公費により2回実施する。超音波検査については、35歳以上1回とする。

(2) 乳児健康診査

現行のまま新市に引き継ぐ。

(3) 幼児健康診査

1歳6ヶ月児健診

新南陽市、鹿野町の例により調整する。歯科医師の体制が整えば、歯科の個別健診も検討する。

2歳児健診

廃止する。

3歳児健診

現行のまま新市に引き継ぐ。

集団健診の場所、回数

新市に移行後、健診者の人数を基本に調整する。

(4) 成人健康診査

新南陽市、鹿野町の例により調整する。

4 今後の協議スケジュール

平成15年 9月25日 各市町村協議回答

平成15年10月 2日 （幹事会一次協議）

平成15年10月16日 （幹事会二次協議）

平成15年10月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会	健康管理分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 無料巡回診療については、甌島4村が診療所に無い眼科等の特定診療科目を補うため実施しているものであり、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。 在宅当番・緊急医療情報提供実施事業は、休日、夜間の救急患者の医療確保のため全市町村が実施しており、現行のまま新市に引き継ぐこととする。 川内市の湯田、西方、高江、久見崎、寄田地区の定時開設診療所及び祁答院町黒木診療所並びに祁答院診療所は、地域医療の確保を図るため、現行のまま新市に引き継ぐ。 甌島4村の国保直営診療所、へき地診療所及び国保直営歯科診療所は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
無料巡回診療						県医師会及び鹿大医学部の協力により、眼科 耳鼻咽喉科、皮膚科の巡回診療を実施。 ・年2日実施 ・村負担額154,500円 ・その他は県負担	県医師会及び鹿大医学部の協力により、眼科 耳鼻咽喉科、皮膚科の巡回診療を実施。 ・年3日実施 ・村負担額180,000円 ・その他は県負担	専門医に恵まれない本村のような地域住民に対し、医療面の地域格差を少しでも解消し、健康増進、公衆衛生の向上を図る。 ・診療科目 眼科、耳鼻咽喉科 皮膚科 年3回実施 村負担額136,710円	県医師会及び鹿大医学部の協力により、眼科 耳鼻咽喉科、皮膚科の巡回診療を実施。 ・年2日実施 ・村負担額154,500円 ・その他は県負担	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・4村の診療所に無い診療科目について実施しており、離島の医療を確保するため、継続が必要である。
在宅当番・緊急医療情報提供実施事業	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、川内市医師会へ委託している。 ・参加医療機関数42 ・委託料4,044,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数(薩摩郡医師会68名) ・委託料 447,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会と業務提携している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 364,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 337,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 260,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数 28 ・委託料 85,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 130,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 158,000円	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施について、薩摩郡医師会へ委託している。 ・参加医療機関数28 ・委託料 54,000円	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・休日、夜間の救急患者の医療を確保するため、継続していく必要がある。
診療所に関すること	川内市における無医地区の住民の診療を行うため、診療所を設置する。 ・湯田、西方、高江 久見崎、寄田 ・毎週2回、2時～3時 ・平成13年度実績 3,949件(新患91件) 延べ478日 7,170,000円				直営診療所があったが、医師の確保が困難なため、施設を民間に貸し付けて地域医療の確保を図っている。 ・黒木診療所 賃借料月額10千円 賃借契約3年更新 ・祁答院診療所 賃借料月額50千円 17年3月末をもって売却予定					現行のまま新市に引き継ぐ。 ・住民の医療を確保するため継続していく必要がある。
国保直営診療所					村民の健康保持に必要な医療を提供するため、へき地診療所を設置する。 ・里村へき地診療所 内科医師 1 准看護師 3 事務職員 4	国民健康保険その他医療保険の趣旨に基づき、模範的な診療及び一般患者の診療を行い国民健康保険事業を円滑に実施する。 ・甌島中央診療所 医師 1 事務職員 4(臨時1) 正看護師 1 准看護師 4 ヘルパー 3(臨時3) 調理員 3(臨時3) ・平良出張所 ・浦内出張所	国民健康保険その他医療保険の趣旨に基づき、模範的な診療及び一般患者の診療を行い国民健康保険事業を円滑に実施する。 ・手打診療所 医2、事3 正看2(非1) 准看7(非1) 給食3(非2)、 介護2(非2) ・長浜診療所 医2(非1)、事2 看3 ・青瀬診療所 ・瀬々野浦診療所 ・片野浦出張診療所 ・内川内出張所 ・甌島敬老園出張所	国民健康保険その他医療保険の趣旨に基づき、模範的な診療及び一般患者の診療を行い国民健康保険事業を円滑に実施する。 ・鹿島村国保直営診療所 医師 1 : 県派遣一自治医大卒 准看護師 3(臨時2) 事務職員 2	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・上甌村、下甌村及び鹿島村に国保直営診療所が設置されている。 里村にはへき地診療所が設置されており、診療科目等について調整が必要である。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業							専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・病院群輪番制事業は、二次救急医療を確保するため、現実施体制を新市に引き継ぐこととする。 ・医療従事者等育成支援事業は、村立診療所の医療従事者を確保するため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象者、奨学資金等について、随時調整する。 ・食生活改善推進員協議会は、組織の統合、活動内容、活動補助金等について、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
国保直営歯科診療所						里村へき地診療所内に設置。 ・歯科医師 1 ・歯科技工士 1	甌島中央診療所内に設置。 ・歯科医師 1 ・歯科技工士 1 ・歯科衛生士 1 ・歯科助手 1	下甌村国民健康保険直営歯科診療所 ・歯科医師 1 ・歯科技工士 1 ・事務吏員 1 ・歯科衛生士 1 ・s42.3.1開設	鹿島村国保直営診療所内に設置。 ・歯科医師 1 (鹿大歯学部からの派遣、隔週3人で交代。) ・准看護師 1 (診療所との兼務)	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・鹿島の歯科医療を確保するため継続していく必要がある。村によって実施状況が違うので、将来的に調整する必要がある。
病院群輪番制事業(共同利用型病院運営事業)	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 19,323,926円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 2,097,937円	共同利用型病院の運営(休日及び夜間診療)に必要な経費(給与等)について補助する。 ・薩摩郡医師会病院 ・H13補助金額 3,956,096円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 1,577,345円	共同利用型病院の運営(休日及び夜間診療)に必要な経費(給与等)について補助する。 ・薩摩郡医師会病院 ・H13補助金額 3,584,023円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 400,273円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 529,827円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 739,595円	川内市医師会及び串木野市医師会立脳神経外科センターの実施する病院群輪番制病院運営事業に補助を行う。 ・参加医療機関 12 ・H13補助金額 235,362円	現行のまま新市に引き継ぐ。 ・二次救急医療を確保するため継続していく必要がある。 ・新市全域で実施するには、救急医療圏域が2地域にわたっており、複数の医師会や県との協議が必要である。
医療従事者等育成支援事業						将来、里村村立医療機関等に勤務しようとする者に対し、修学金を貸与する。 看護師学校等の学生 月額30千円～50千円	将来、上甌村の医療技術者等として業務に従事しようとする者に対し、奨学資金を貸与する。 大学医学部学生等 月額50千円～150千円		将来、鹿島村の看護職員等として業務に従事しようとする者に対し、奨学資金を貸与する。 看護師学校等の学生 月額50千円～60千円	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
食生活改善推進員協議会活動	栄養・食生活改善活動を促進させることをもって、市民の健康増進に寄与することを目的とする。 (活動内容) ・地区組織 ・公民館を利用した活動 ・市健康祭への協力 ・市事業への協力 ・親子(小学生)に対する料理教室 なお、活動謝金は報償費で対応 (会員数) ・52名	町民の食生活の推進に関する諸問題の調査研究と共に、食改善の指導に努め、健康の増進に寄与することを目的とする。 (活動内容) ・定例会(年7回) ・自己学習 ・町健康フェスティバル ・町社会福祉協議会等 (会員数) ・29名 (補助金額) ・54,000円	町民の健康と体力の増進を図るための基本となる食生活への関心を高め、栄養・運動・休養のバランスをとることで、元気で長生きできるように健康づくりを推進する。 (活動内容) ・栄養教室の開催(子ども会・婦人会・老人クラブ等年15回) ・その他栄養教室(各校区ごと年40回) (会員数) ・23名 (補助金額) ・140,000円	栄養・食生活改善活動を促進させることをもって、町民の健康増進に寄与することを目的とする。 (活動内容) ・食品数調べ ・シルバー年代の食事相談 ・栄養教室、健康教室への協力 町内における地域活動 (会員数) ・63名 (補助金額) ・100,000円	栄養・食生活の普及を図り、健康で明るいまちづくりを目指して活動する町民生活改善推進員協議会活動の促進を図る。 (活動内容) ・県食生活改善推進員協議会活動への参加 ・町内における地域活動 (会員数) ・26名 (補助金額) ・230,000円	栄養・食生活改善活動を促進させることをもって、村民の健康増進に寄与することを目的とする。 (活動内容) ・栄養教室、健康教室への協力 ・イベント等での弁当作り ・食生活アンケート等 (会員数) ・17名 (補助金額) ・40,000円	村民の食生活改善事業の推進に関する諸問題を調査研修するとともに、食生活改善の対策及び普及に努め、もって健康の推進と体位の向上に寄与する。 (活動内容) ・研修会 ・親子料理教室 ・食生活アンケート等 ・健康健診試食作り ・健康教室等 (会員数) ・16名 (補助金額) ・100,000円	栄養・食生活改善活動を促進させることをもって、村民の健康増進に寄与することを目的とする。 (活動内容) ・健康祭、健康教室への協力 ・親子(小学生)に対する料理教室等 (会員数) ・15名 会への補助金は支出していないが、事業ごとに村費支出	栄養・食生活の知識の普及・啓発を行うことで、健康維持、増進で特に食生活改善を図る。 (活動内容) ・村の保健事業への協力(試食作り)等 (会員数) ・1名 (補助金額) ・50,000円	新市に移行後、速やかに調整する。 ・組織の統合が必要である。 ・活動補助金の金額が町村によって違いがある。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業							専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。 保健センターは、1市4町2村に設置されており、今後も地域保健活動の拠点として管理を行うこととするが、運営方法、維持管理等については、新市に移行後、速やかに調整することとする。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
健康づくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくり対策を推進するための方策を体系的、総合的に企画、審議する。 審議事項 市民の健康づくり対策事業の推進計画及び実施方法 委員数 16名 任期 2年 謝金 2,500円×13名 =32,500円 (H13) 			<ul style="list-style-type: none"> 町における医療と保健並びに健康づくりに関する諸問題を調査研究し、それに基づき各種事業を推進し、町民の保健、福祉の増進を図る。 協議事項 地域の医療、保健並びに健康づくりに関する資料の収集調査及び事業計画の策定実施に関すること等 委員数及び任期 運営協議会委員 23名、2年 健康づくり推進員 82名、4年 賃金 運営協議会委員 4,000円×11名 =44,000円 健康づくり推進員 4,000円×82名 =328,000円 年間報酬 健康づくり推進員 6,000円×82名 =492,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の健康に関する諸問題の具体的な施策について、連絡、連携を図りながら、町民の健康保持増進に寄与する。 協議事項 委員間相互の情報交換並びに連絡調整、公衆衛生の普及向上に関すること等 委員数 19名 賃金 2,800円×19名 =53,200円 					<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3市町で実施しているが、構成団体、委員の任期、活動内容が異なっているので、調整が必要である。
保健センター管理事業	<ul style="list-style-type: none"> すこやかふれあいプラザ 使用料の徴収あり 組織体制 職員16、嘱託3 臨時5、管理人3 施設警備 管理運営費実績 16,452,431円 	<ul style="list-style-type: none"> 樋脇町保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 施設警備 管理運営費 H13実績 528,601円 平成16年3月新保健センター竣工予定 	<ul style="list-style-type: none"> 入来町保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 事務職1(兼1) 保健師2 施設警備 管理運営費H13実績 257,493円 	<ul style="list-style-type: none"> 東郷町保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 嘱託保健師1名 施設警備 鹿児島総合警備保障 鹿見島総合警備保障 管理運営費H13実績 2,535,050円 	<ul style="list-style-type: none"> 祁答院町保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 事務職1(兼1) 保健師2 施設警備 鹿児島警備保障 管理運営費H13実績 2,381,142円 		<ul style="list-style-type: none"> 上甌村保健センター 使用料の徴収なし 組織体制 保健師1名 看護師2名(非) 施設警備 管理運営費H13実績 1,679,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 下甌村健康管理センター 使用料の徴収なし 組織体制 医師(兼務)1名 事務職1名 保健師2名 	<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1市4町2村が設置しており地域保健活動の拠点として継続していく必要がある。 川内市は校区公民館、樋脇町東郷町、祁答院町は社会福祉協議会との複合施設であり、下甌村は、国保直営診療所との併設である。 使用目的や使用方法、維持管理の内容について、調整する必要がある。 	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業							専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・三者医療協議会及び歯科医療問題協議会は、地域保健活動及び歯科保健対策の円滑な推進を図るため設置されており、協議会の運営、構成員等について、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
三者医療協議会	川内市医師会、済生会川内病院、川内市の三者で川内市の地域医療の円滑化を図る。 ・年1回開催 ・協議内容 川内市の救急医療について 小児科対策について等	三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)と行政との保健事業関係合同会議を実施する。 ・年2回開催 ・協議内容 母子保健事業、老人保健事業等について		町医師会等関係機関(医師、歯科医師、町民課、教育委員会)合同打ち合わせとして開催 ・年1回開催						新市に移行後、速やかに調整する。 ・医師会との連絡会議は、医療や保健活動の円滑な推進のため、必要であるので、構成員等の調整が必要である。
歯科医療問題協議会	保健所、市歯科医師会、川内市との意思疎通を図り、円滑な歯科医療行政の遂行に資することを目的とする。 ・年1回開催	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	関係機関(保健所、郡医師会、各町村職員、在宅歯科衛生士)の連携方法や役割分担を含んだ歯科保健の地域に密着した具体的取り組み方を検討する。	新市に移行後、速やかに調整する。 ・川内市ほか全町村で実施しており、歯科保健対策の推進のため、歯科医師会や保健所と協議する会議は必要であるが、構成員等について調整が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・基本健康診査の健診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて健診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a150 老人保健事業基本健康診査(通知・実施・入力・結果報告・事務指導・フォロー)		

1. 基本健康診査

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上巖村	下巖村	鹿島村
対象者	40歳以上	対象者 40歳以上4,320人	40歳以上	40歳以上3,824人	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上
受診者数	7,505人	受診者 個別1,774人 集団417人	902人	1,215人	604人	392人	521名	149人	149人
実施時期	5・7・8・9月	集団5月3日間	6月(6日間)	H14.8.5~8.13	8月(5日間)、脱漏1日	対象者の誕生日・1日×12回	5月~10月	4~2月	10月・19日
実施日数	76日(4ヶ月間)	個別7月~9月6日	11月(2日間)	(9日間)			15日間	28日間	
会場		樋脇町総合体育館 計1会場	文化ホール別館 大馬越研修館 ふるさと会館 JA入来支所 計4会場	南瀬コミセン・山田小体育館 馬丸小体育館・藤川小体育館 東郷町保健センター 計5会場	黒木公民館 祁答院町保健センター 計2会場	里村へき地診療所 計1会場	保健センター・中野集会所 森之浦住民センター 江石集会所・平良生活館 瀬上集会所・小島福祉館 計7会場	健康管理センター・長浜診療所 青瀬診療所・内川内集会所 瀬々野浦保健福祉会館 片野浦コミュニティセンター 計6会場	鹿島村国保直営診療所 計1会場
委託先	個別	川内市医師会・済生会川内病院 松尾医院	町内医療機関 薩摩郡医師会						
	集団		JA鹿児島県厚生連 薩摩郡医師会	JA鹿児島県厚生連 薩摩郡医師会	JA鹿児島県厚生連	JA鹿児島県厚生連	里村へき地診療所	国民健康保険薩島中央診療所	国民健康保険直営手打診療所 長浜診療所
検査項目 (内容)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)	(検査項目)
	(方法)	(方法)	(方法)	(方法)	(方法)	(方法)	(方法)	(方法)	(方法)
問診	問診	問診	問診	問診	問診	問診	問診	問診	問診
身体計測	身体計測	身体計測	身体計測	身体計測	身体計測	身体計測	身体計測	身体計測	身体計測
理学的検査	理学的検査	理学的検査	理学的検査	理学的検査	理学的検査	理学的検査	理学的検査	理学的検査	理学的検査
血圧測定	血圧測定	血圧測定	血圧測定	血圧測定	血圧測定	血圧測定	血圧測定	血圧測定	血圧測定
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
循環器検査	循環器検査	循環器検査	循環器検査	循環器検査	循環器検査	循環器検査	循環器検査	循環器検査	循環器検査
心電図検査	心電図検査	心電図検査	心電図検査	心電図検査	心電図検査	心電図検査	心電図検査	心電図検査	心電図検査
眼底検査	眼底検査	眼底検査	眼底検査	眼底検査	眼底検査	眼底検査	眼底検査	眼底検査	眼底検査
血液化学検査	血液化学検査	血液化学検査	血液化学検査	血液化学検査	血液化学検査	血液化学検査	血液化学検査	血液化学検査	血液化学検査
(血清総コレステロール)	(血清総コレステロール)	(血清総コレステロール)	(血清総コレステロール)	(血清総コレステロール)	(血清総コレステロール)	(血清総コレステロール)	(血清総コレステロール)	(血清総コレステロール)	(血清総コレステロール)
(HDLコレステロール)	(HDLコレステロール)	(HDLコレステロール)	(HDLコレステロール)	(HDLコレステロール)	(HDLコレステロール)	(HDLコレステロール)	(HDLコレステロール)	(HDLコレステロール)	(HDLコレステロール)
(中性脂肪)	(中性脂肪)	(中性脂肪)	(中性脂肪)	(中性脂肪)	(中性脂肪)	(中性脂肪)	(中性脂肪)	(中性脂肪)	(中性脂肪)
貧血検査	貧血検査	貧血検査	貧血検査	貧血検査	貧血検査	貧血検査	貧血検査	貧血検査	貧血検査
肝機能検査	肝機能検査	肝機能検査	肝機能検査	肝機能検査	肝機能検査	肝機能検査	肝機能検査	肝機能検査	肝機能検査
腎機能検査	腎機能検査	腎機能検査	腎機能検査	腎機能検査	腎機能検査	腎機能検査	腎機能検査	腎機能検査	腎機能検査
血糖検査	血糖検査	血糖検査	血糖検査	血糖検査	血糖検査	血糖検査	血糖検査	血糖検査	血糖検査
ヘモグロビンA1c検査	ヘモグロビンA1c検査	ヘモグロビンA1c検査	ヘモグロビンA1c検査	ヘモグロビンA1c検査	ヘモグロビンA1c検査	ヘモグロビンA1c検査	ヘモグロビンA1c検査	ヘモグロビンA1c検査	ヘモグロビンA1c検査
9,900円	(個別) 医療機関5,100円	4,306円	4,267円	4,267円	4,267円	8,058円	8,058円	6,400円	8,058円
・ねたきり訪問診査・介護家族訪問診査委託料は13,062円	検査機関2,151円 (集団) 厚生連 8,767円	(受診者1人当り:消費税込) 厚生連:500名を越えた場合、 越えた分のみ6,806円	ただし800名を越えた分は6,767円	ただし、受診者が250名を越えた分は6,767円					
2500円	なし	1,300円	70歳以上:無料	70歳未満:国保300円	800円	70歳以上・国保:無料	なし	1,000円	2,000円
・ねたきり訪問診査、介護家族訪問診査は無料。負担金は委託料の約3割を目的に調整中。		70歳以上・国保加入者は無料 または免除	70歳未満:社保800円	老人医療該当者、その他減免	老人医療該当者、その他減免	70歳以上・国保:無料		(70歳以上、生活保護者は無料)	
生活保護世帯で申請者は無料			生活保護者の減免なし			社保:200円			
川内市健康診査徴収規則	老人保健事業費等国庫負担金費用徴収率による	なし	老人保健法・東郷町国民健康保険被保険者健康診査補助金交付細則	老人保健法の規定に基づく健康診査及びガン検査費用徴収規則	老人保健法に基づく	老人保健法			
・負担金	厚生連健診の対象者は	厚生連:胃がん・大腸がん・骨粗	厚生連実施、胃、大腸、骨粗、腹部	胃がん、腹部超音波、前立腺がん、	大腸がん検査はセットで	初診者A.T.L	肝炎ウイルス検査と同時実施	腹部エコー	
70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料	女性20歳~64歳 男性40歳~64歳	腸がん・肝臓がん、前立腺がん、 医師会:胃がん・前立腺がん、 肝炎ウイルス	超音波、肝炎ウイルス、前立腺がんとセット	骨そしょう検査、肝炎ウイルス検査と同時実施	肝炎ウイルス検査(希望者)	大腸がん検査と同時実施	肝炎ウイルス検査	胸部レントゲン	
・ねたきり訪問診査・介護家族訪問診査委託料は13,062円	女性の健康促進事業含む 胃、骨粗、腹部超音波、前立腺がん					B・C型肝炎ウイルス検査		B・C型肝炎ウイルス検査	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・基本健康診査の健診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて健診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。								
項目	a150 老人保健事業基本健康診査(通知・実施・入力・結果報告・事務指導・フォロー)、a40 生活習慣予防事業								
2 健診関連									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	下甞村	鹿島村
健康診査関連項目	結果報告会 実施方法・・・各公民館 回数・・・118回	結果報告会厚生連4会場 個別地区公民館36会場 実施方法 個別指導	結果報告会 実施方法：平成14年度は個別指導(年度毎に変更有) 回数：4会場(3日間) 2会場(1日間) 当日来れない方には、後日健康相談日に呼び出す。 無理な方 郵送・訪問	結果報告会 実施方法 集団 回数 10会場(5日間)	結果報告会 厚生連による報告会 実施方法 集団(半日毎) 回数 6会場(延べ3日間)	結果報告会 集会場にて受診者を集めて実施 実施方法：集団指導・個別指導 回数：年12回	結果報告会 実施 ・大腸がん検診の結果報告も同時実施。 実施方法 医師・保健師による個別指導 回数 15回	結果報告会 実施 実施方法 医師・保健師による個別指導 回数 30回	結果報告会：なし 実施方法：訪問指導(希望者及び要指導者以上) 回数：各種健診を参照
上記以外の項目	スリム教室 個別健康教育	骨粗しょう症予防教室 転倒予防教室 個別健康教育	A型機能訓練 歯周病講座 健康相談 健康教育 骨粗鬆症予防教室 健康手帳の交付 訪問指導	糖尿病予防教室、高コレステロール予防教室、心臓病予防教室、訪問指導、健康相談		・病態別健康教室 2回(肝炎予防・貧血) ・転倒予防教室 8回	大腸ガン検診も同時に実施	大腸ガン検診を同時に実施	生活習慣病予防教室 個別健康教育 ：2年続けて糖尿病検査(基本健診)が要指導者の中で希望者。 平成15年度から実施予定。
3 生活習慣病予防事業									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	下甞村	鹿島村
目的					住民の生活習慣病の早期発見及び早期治療を促し、健康の保持増進を図る。	住民の生活習慣病の早期発見及び早期治療を促し、健康の保持増進を図る。			住民の生活習慣病の早期発見及び治療を促し、健康の保持増進を図る。
内容					基本健診、胃ガン検診 肝胆健診 骨粗鬆症検診	基本健診 胃ガン検診 大腸ガン検診			基本健診、各種ガン検診(乳ガン検診以外)、各種健康教育
対象者					町内に住所を有し、老人保健法に基づく健康診査対象者以外の者	町内に住所を有し、老人保健法に基づく健康診査対象者以外の者			村内に住所を有し、老人保健法に基づく健康診査対象者以外の、20歳以上～39歳の希望者(乳がん検診のみ、30歳以上から)。
自己負担金					基本健診800円、胃ガン検診800円 肝胆検診1,000円 骨粗鬆症検診500円	基本健診 1,000円 胃ガン検診3,475円 大腸ガン検診 300円			なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業							専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・各種ガン検診の検診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。								
項目	a140 各種ガン検診(実施)								
3. 胃がん健診	川内市	種福町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者	40歳以上	対象者 40歳以上2,293人	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上
受診者数	2,609人	受診者 551人	707名	699人	685名	174人	204人	81名	59人
実施時期	8月	厚生連3日間 地域10日間	6月 6日間 11月 2日間	H14.8.5~8.13 9日間	8月 5日間 脱満 1日間	H14.12.3~6 4日間	11月 5日間	H14.12.10~12 3日間	12月9日 1日間
委託先	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター
委託料	4,635円	4,470円	4,470円	4,470円	4,470円	4,470円	4,470円	4,470円	4,470円
自己負担金	1,200円 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯の申請者は無料。	社会保険のみ500円	900円 70歳以上・国保加入者は免除又は無料	70歳未満 国保300円、社保800円 70歳以上 無料	800円 老人医療該当者、その他減免	70歳以上 国保：無料 社保：900円	なし	800円 70歳以上、生活保護世帯は無料	なし
その他			(検査方法) 厚生連：基本健診・大腸がん 骨粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん・肝炎ウイルス 医師会：基本健診・前立腺がん・肝炎ウイルス	基本健診、胃、大腸、骨粗、腹部超音波、肝炎ウイルス、前立腺がんセット	基本健康診査、腹部超音波検診 骨そしょう検診、前立腺がん検診				生活習慣病予防検診として、20歳以上～39歳も同時実施。
4. 大腸がん検診	川内市	種福町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者	40歳以上	対象者40歳以上2,528人	40歳以上	40歳以上	40才以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上
受診者数	3,339人	受診者 854人	549名	907人	609名	395人	381人	274名	49人
実施時期	11月～12月	例年11月	6月	H14.8.5~8.13	10月	4月～翌3月 1 2回	5月～10月	4～3月	容器配布：5月27日～28日・2日間 回収締切：6月3日
実施回数	18日間(44回)	3日間	6日間	9日間	5日間		15日間	30日間	
委託先	川内市医師会	県民総合保健センター	JA鹿児島県厚生連	J A鹿児島県厚生連	県民総合保健センター	里村へき地診療所	県民総合保健センター	日置郡医師会臨床検査センター	県民総合保健センター
委託料	1,570円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	4,400円	1,600円	1,600円
自己負担金	600円 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯の申請者は無料。	社会保険のみ500円	500円 70歳以上・国保加入者は免除又は無料	500円	300円 老人医療該当者、その他減免	70歳以上 国保：無料 社保：900円	なし	400円 70歳以上、生活保護世帯は無料	なし
その他	事前に検診の説明会(18日間、25会場)を実施し、容器を配布。		検査方法：検便 基本健診・胃がん・骨粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん・肝炎ウイルス	基本健診、胃、大腸、骨粗、腹部超音波、肝炎ウイルス、前立腺がんセット	肺がん検診	基本健診と同時に実施	基本健診と同時に実施	基本健診結果報告会と同時開催	肺がん・結核検診と同時実施。 生活習慣病予防検診として、20歳以上～39歳も同時実施。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・各種ガン検診の検診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。								
項目	a140 各種ガン検診(実施)								
5. 肺がん検診									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者 受診者数	40歳以上 5,101人	対象者40歳以上 2,403人 受診者 608人	40歳以上 371名(喀痰:24名)	40歳以上3,824人 752人	40歳以上 1,039名	40歳以上 401人	40歳以上 576人	40歳以上 322名	40歳以上 100人
実施時期 日数	9月~10月 18日間(48カ所)	11月 2日間	1月 2日間	H14.10.28~30 3日間	10月 5日間	H14.5.20~21 2日間	5月 3日間	H14.5.29~30 2日間	5月27日~28日
委託先	県民総合保健センター		県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター
委託料	読影	590円	590円	590円	590円	590円	590円	590円	590円
	読影+喀痰		3,450円	3,450円	3,450円	3,450円	3,450円	3,450円	3,450円
自己負担金	読影	200円 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯の申請者は無料。	無料	200円	なし	100円 老人医療該当者、その他減免	200円	なし	100円
	読影+喀痰		社会保険のみ500円	700円 70歳以上・国保加入者は免除又は無料	国保300円、社保800円	500円 老人医療該当者、その他減免	社保のみ900円 70歳以上・国保:無料	なし	600円 70歳以上、生活保護者は無料
その他	・喀痰検診は未実施 ・隔年で地区を限定 ・結核健診スタッフに加え 看護師2名			・校区を3つに分けて3年に 1回受ける	・大腸がん検診と同時実施	・結核検診と併用			生活習慣病予防検診として、20歳 以上~39歳も同時実施。
6. 前立腺がん検診									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者 受診者数		対象者 40歳以上希望者 受診者65人	40歳以上 84名	40歳以上1,725人 131人	基本健診受診者の内希望者 93名				
実施時期 日数		3日間	6月:6日間 11月:2日間	H14.8.5~13 9日間	基本健診実施時期 5日間				
委託先		J A厚生連健康管理センター	JA厚生連健康管理センター 薩摩郡医師会	J A厚生連健康管理センター	J A厚生連健康管理センター				
委託料		1,570円	1,575円	1,600円	1,570円				
自己負担金		社会保険のみ500円	1,575円	1,600円	費用の全額				
その他	未実施であるが、実施に向けて検討中。	・厚生連健診で実施 平成15年度より基本健診の個別と 同時実施	・70歳以上、国保加入者は免除 又は無料 ・厚生連:基本健診、胃がん、大腸 がん、骨粗鬆症、腹部超音波、 肝炎ウイルス ・医師会:基本健診、胃がん、肝炎 ウイルス	基本健診、胃、大腸、骨粗、腹部超 音波、肝炎ウイルス、前立腺がんと セット	・基本健診等検診	未実施	未実施	未実施	未実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業	専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会
調整方針	・各種ガン検診の検診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。		
項目	a140 各種ガン検診(実施)		

7. 乳がん検診		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者 受診者数	30歳以上 2,087人	対象者 30歳以上1,295人 受診者 357人	30歳以上 (マンモは40歳以上) 260名	30歳以上 443人	30歳以上 243名	30歳以上 (マンモは40歳以上) 260名	30歳以上 104人	30歳以上 191人	30歳以上 61人	30歳以上 27人
実施時期 日数	3月 13日間 28会場	4月 2日間 5会場	5月 2日間(隔年毎)	H15.1.15~17(3日間)	2日間、隔年実施	H15.3.21~22 2日間	7月 2日間	H15.3.23 1日間	3月22日 1日	
委託先	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	ヘレネ婦人クリニック	県民総合保健センター	県民総合保健センター	
委託料	視触診	—	1,730円	1,730円	1,730円	1,730円		5,060円 (甲状腺がん検診を含む)		
	超音波	4,880円(視触診を含む)	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円		3,150円	3,150円
	マンモグラフィ	4,880円(視触診を含む)	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円		3,150円	3,150円
自己負担金	視触診	—	社会保険のみ500円	300円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	70歳以上無料 70歳未満100円	100円 老人医療該当者、その他減免		なし		
	超音波	2,500円(視触診を含む) (70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)		1,300円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	国保300円、社保800円	1,000円 老人医療該当者、その他減免	社保のみ1,000円 70歳以上・国保：無料	なし	500円 70歳以上、生活保護者は無料	なし
	マンモグラフィ	2,500円(視触診を含む) (70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)		1,300円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	70歳以上無料 70歳未満：国保300円、社保800円	1,000円 老人医療該当者、その他減免	社保のみ1,000円 70歳以上・国保：無料		500円 70歳以上、生活保護者は無料	なし
その他	全員超音波かマンモを実施	子宮がん検診と同時実施		2年に1度実施 子宮がん検診と同時実施	子宮がん検診と同時実施			甲状腺がんを同時に実施。		平成15年度より、子宮がん検診とセットで実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会		
調整方針	・各種ガン検診の検診体制、検査項目等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金額等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。									
項目	a140 各種ガン検診(実施)									
8.子宮がん検診(頸部)										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
対象者 受診者数	30歳以上 集団2,102人・個別1,348人	対象者 30歳以上1,435人 受診者 375人	30歳以上 223名	30歳以上 420人	30歳以上 220名	30歳以上 94人	30歳以上 84人	30歳以上 61人	30歳以上214人 32人	
実施時期 日数	集団5月(12日間) 個別5月~7月(3ヶ月間)	4月 2日間 5会場	H14.9.19~20 (2日間)	H15.1.15~17(3日間)	2日間	H14.9.17	9月 1日間	H14.9.19~20 2日間	9月19日・1日間	
委託先	集団	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	
	個別	川内市医師会・済生会川内病院								
委託料	集団	3,466円	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	3,330円	
	個別	4,200円								
自己負担金	集団	1,000円 (70歳以上,市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)	社会保険のみ500円	600円 70歳以上・国保加入者は免除 又は無料	70歳以上無料 70歳未満・国保300円,社保800円	500円 老人医療該当者、その他減免	社保のみ600円 70歳以上・国保:無料	なし	500円 70歳以上・生活保護者は無料	なし
	個別	1,500円 (70歳以上,市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)								
その他	平成15年度より、乳がん検診と セットで実施			乳がん検診と同時実施	乳がん検診と同時実施				平成15年度より、乳がん検診と セットで実施	
9.子宮がん検診(体部)										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
対象者・受診者数	30歳以上 集団0人・個別13人		50歳以上 0名	50歳以上・1人		0人	30歳以上・0人			
実施時期・日数	集団5月(12日間) 個別5月~7月(3ヶ月間)		12月 2日間	H15.1.15~17 3日間		H14.9.17				
委託先	集団	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター		県民総合保健センター	県民総合保健センター			
	個別	川内市医師会・済生会川内病院								
委託料	集団	5,076円	4,940円	4,940円		1,610円	1,610円			
	個別	6,000円								
自己負担金	集団	1,500円 (70歳以上,市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)		1,300円 70歳以上・国保加入者は免除 又は無料	500円		社保のみ400円 70歳以上・国保:無料	なし		
	個別	2,000円 (70歳以上,市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)								
その他		該当なし			該当なし		頸部検診が必要と認められた者のみ	該当なし	体部検査が可能な医師を確保できな かったことから、頸部のみを検診。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針		・C型肝炎ウイルス検診の検診体制、検査項目等については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。								
項目		a160 C型肝炎ウイルス検診								
10. 肝炎ウイルス検診(節目)										
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者		40歳～70歳の5歳刻み	平成15年度から実施 厚生連、個別健診で実施	40・45・50・55・60・65・70歳	40～70歳の5歳刻み566人	節目該当者240名	40歳～70歳の5歳刻み	40歳～70歳の5歳刻み・90人	40歳～70歳の5歳刻み	40歳～70歳の5歳刻み・12人
受診者数		1,107人		105名	154人	受診者57名	43人		33人	
実施時期		5・7・8・9月(4ヶ月間)		6月：6日間 11月：2日間	H14.8.5～13 9日間	基本健診実施と同時	基本健診と同時に実施	5月～10月 15日間	基本健診と同時実施	10月 19日間
委託先		川内市医師会・済生会川内病院 松尾医院	J A 厚生連健康管理センター 薩摩郡医師会	J A 厚生連健康管理センター 薩摩郡医師会	J A 厚生連健康管理センター	J A 厚生連健康管理センター	里村へき地診療所	国民健康保険飯島中央診療所	国民健康保険直営手打診療所 長浜診療所	鹿島村国保直営診療所
委託料	基本型	通常・・・3,700円 抗原検査・・・5,300円 核酸増幅・・・11,500円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	4,001円	1,900円		4,001円
	C型のみ	通常・・・3,300円 抗原検査・・・4,900円 核酸増幅・・・11,100円								3,539円
	B型のみ	11,700円								1,859円
自己負担金	基本型	1,000円 (70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)	社会保険のみ500円	600円	国保300円 社保800円	500円 老人医療該当者、その他減免	社保のみ1,000円 70歳以上・国保：無料	なし	1,000円 70歳の方は無料	なし
	C型のみ	1,000円 (70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)								なし
	B型のみ	500円 (70歳以上、市民税非課税世帯・生活保護世帯で申請者は無料)								なし
その他		委託料は平成15年度分。 広報誌で周知		検査方法：厚生連：科学発光酵素 免疫測定法 医師会：酵素抗体法 厚生連：基本健診・胃がん・大腸がん・骨粗鬆症・腹部超音波・前立腺がん 医師会：基本健診・胃がん・前立腺がん	基本健診の中で実施	基本健診実施時期	基本健診と同時に実施	基本健診と同時に実施		基本健診と同時に実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業				専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会				
調整方針	・C型肝炎ウイルス検診の検診体制、検査項目等については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金等含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。									
項目	a160 C型肝炎ウイルス検診									
11. 肝炎ウイルス検診(要指導者)										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
対象者・受診者数					対象者61名 受診者37名	要指導者2人	要指導者47人		要指導者3人	
実施時期・日数					基本健診実施と同時	基本健診と同時に実施	5月～10月 15日間		10月 19日	
委託先					J A厚生連健康管理センター	里村へき地診療所	国民健康保険飯島中央診療所		鹿島村国保直営診療所	
委託料	基本型				2,100円	4,001円	1,900円		6,079円	
	C型のみ								5,617円	
	B型のみ								3,937円	
自己負担金	基本型				500円	1,000円	なし		なし	
	C型のみ								なし	
	B型のみ								なし	
その他	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	基本健診実施と同時	基本健診と同時に実施	基本健診と同時に実施	該当なし	基本健診と同時に実施	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-8 保健衛生事業				専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会			
調整方針		・C型肝炎ウイルス検診の検診体制、検査項目等については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金等を含めて、検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。 ・骨粗鬆症検診の検診体制、検査項目等については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法、自己負担金等を含めて検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。								
項目		a160 C型肝炎ウイルス検診、a10 骨の健康度チェック								
12. 肝炎ウイルス検診(ハイリスク者)										
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者・受診者数		ハイリスク者 9人		ハイリスク者 44名						ハイリスク者・11人
実施時期・日数		11月～12月・12日間		6月 6日間 11月 2日間						10月 19日間
委託先		川内市医師会・済生会川内病院 松尾医院		J A厚生連健康管理センター 薩摩郡医師会						鹿島村国保直営診療所
委託料	基本型	通常・・・5,800円 抗原検査・・・7,400円 核酸増幅・・・13,600円		2,100円						6,079円
	C型のみ	通常・・・5,400円 抗原検査・・・7,000円 核酸増幅・・・13,200円								5,617円
	B型のみ	3,900円								3,937円
自己負担金	基本型	1,000円 (70歳以上、市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)		2,100円						なし
	C型のみ	1,000円 (70歳以上、市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)								なし
	B型のみ	500円 (70歳以上、市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)								なし
その他		委託料は平成15年度分	平成15年度から実施	(検査方法) 厚生連：科学発光酵素免疫測定法 医師会：酵素抗体法 厚生連：基本健診・胃がん・大腸 がん・骨粗鬆症・腹部超 音波・前立腺がん 医師会：基本健診・胃がん・前立 腺がん	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	基本健診と同時に実施
13. 骨粗しょう症検診										
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者・受診者数		35歳～70歳の5歳刻みの女性 564人	対象者 20歳以上女性、40歳以上男 性希望者 受診者 478人	40、50歳の女性・その他希望者 11名・685名	健診該当地区の希望者・391人	節目該当者7名、希望者299名				
実施時期・日数		6月 4日間	厚生連健診 3日間 健康フェスタ 1日間	6月 6日間	H14.8.10～13 4日間	基本健診実施時期				
委託先		J A厚生連健康管理センター	J A厚生連健康管理センター	J A厚生連健康管理センター	J A厚生連健康管理センター	J A厚生連健康管理センター				
委託料		2,050円	2,050円	2,050円	2,050円	2,050円				
自己負担金		1200円 (70歳以上、市民税非課税世帯・ 生活保護世帯で申請者は無料)	社会保険のみ500円	1,050円 70歳以上、国保加入者は免除 又は無料	国保600円、社保1,000円	500円				
その他		歯周疾患健診と同時実施		基本健診・胃がん・大腸がん・骨粗 鬆症・腹部超音波・前立腺がん	基本健診、胃がん検診、大腸がん検 診、超音波検診と同時実施。校区 を2つにわけ、2年に1回受診でき る形。	基本健診実施時期	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業					専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会		
調整方針	・歯周疾患検診については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について歯科医等との協議のうえ、随時調整する。 ・腹部超音波検診については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について検診委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。								
項目	a130 歯周疾患検診、a40 生活習慣病予防事業								
14. 歯周疾患検診									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
対象者・受診者数	40歳・50歳の男女 90人	厚生連受診者の希望者 150人		H15年度実施予定					
実施時期・日数	6月 2日間(3回)	厚生連健診時3日間		基本健診と同時実施(1日のみ)					
委託先		1会場 15,900円							
委託料		無料							
自己負担金	無料			無料					
その他	集団健診で実施している 歯科医師12人 歯科衛生士30人	町内歯科医療機関で対応	該当なし	報償費 歯科医師1名*16,900円 歯科衛生士3名*4,700円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
15. 腹部超音波検診									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
対象者・受診者数		厚生連受診者の希望者 623人	40歳以上 758名	健診該当地区の希望者, 360人	40歳以上希望者 472名				40歳以上・149人
実施時期・日数		厚生連健診 3日間	6月 6日間	H14.8.10~13 4日間	基本健診実施時期 5日間				10月 19日間
委託先		J A厚生連健康管理センター	J A厚生連健康管理センター	J A厚生連健康管理センター	J A厚生連健康管理センター				鹿島村国保直営診療所
委託料		3,350円	3,350円	3,350円	3,350円				基本健診委託料に含まれる。
自己負担金		社会保険のみ1,000円	1,350円 70歳以上、国保加入者は 免除又は無料	国保1,000円 社保2,000円	1,000円				基本健診の自己負担金に含まれる。
その他	該当なし		基本健診・胃がん・大腸がん・骨粗 鬆症・前立腺がん・肝炎ウイルス	基本健診、胃がん検診、大腸がん検 診、骨粗検診と同時実施。 校区を 2つにわけ、2年に1回受診できる 形。	基本健診等同時実施	該当なし	該当なし	該当なし	基本健診時に行なう。 生活習慣病予防検診として、20歳 以上～39歳も同時実施。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業							専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・集団で行う乳幼児健康審査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当の間現行のとおりとし、対象児年齢の統一など、実施方法について随時調整する。 ・精密健康審査は、制度的に全市町村同じであるため、合併時に川内市の例により調整する。									
項目	b140 乳幼児集団健診（企画、通知、入力、実施、指導、フォロー）、b120 精密健康診査（妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児）									
16. 乳幼児健診（3～4ヶ月児）										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
対象者	3ヶ月～4ヶ月	3～4ヶ月児	3～4ヶ月児	2～4ヶ月	3～5ヶ月児	3ヶ月～5ヶ月 9人	3～5ヶ月 7人	3～5ヶ月児 30人	3ヶ月～5ヶ月 3人	
実施回数	月2回・年24回	6回/年	4回	6回	4回	5回	3回	6回	2回	
平均人数	35人	10人	約11名	8名	8.8名	1.8人	2人	5人	1.5人	
健診内容	・問診 ・離乳食指導 ・身体計測 ・内科診察 ・産婦健診 （貧血検査は全員、尿検査、血圧測定は必要な人だけ） ・個別保健指導	・身体計測 ・問診 ・診察 ・指導（栄養 口腔 生活） ・絵本の読み聞かせ ・離乳食試食	・身体計測（身長・体重） ・問診（母親の検尿・血圧測定） ・内科健診 ・歯科指導 ・保健指導 ・栄養指導 ・離乳食の試食	・身体測定 ・問診 ・産婦血圧 ・検尿 ・歯科集団指導 ・栄養指導 ・離乳食試食	（乳児） ・問診 ・検尿 （産婦） ・検尿 ・血圧測定	・問診 ・身体計測 ・内科検診 ・保健指導 （産婦検診） ・血圧測定 ・貧血検査 ・尿検査 ・保健指導	・問診 ・身体計測 ・内科検診 ・診察 ・保健指導 ・栄養指導 ・歯科指導 ・離乳食の試食 （産婦） ・検尿 ・血圧測定	・身体計測（身長・体重） ・問診（母親の検尿・血圧測定） ・内科健診 ・歯科指導 ・保健指導 ・栄養指導	・身体計測 ・問診 ・発育発達チェック ・保健指導 ・育児相談 ・神経細胞腫検査の説明 ・診察 ・母親の検尿 ・血圧測定	
精密検診受診者数	12人（対象者13人）	1人			3人			0人		
従事者	医師1 保健師6 看護師3 栄養士1 事務2	助産師1 保健師3 看護師1 栄養士1 歯科衛生士1 医師1 保健推進員2 保育士1	医師1 保健師2 助産師2 栄養士1 歯科衛生士1 母子保健推進員1 食生活改善推進員2	医師1（1） 保健師3 助産師1（1） 栄養士1 母子保健推進員1（1）	医師1 助産師1 保健師2 栄養士1 歯科衛生士1 食生活改善推進員2	医師1 助産師1 看護師1 看護師1～2人 事務1	医師1 保健師1 看護師2 栄養士1 その他1	医師1 保健師2 助産師1 看護師1～2 事務1	医師1 保健師2 助産師1 看護師1～2 事務1	
通知方法	郵送	公民館文書 個別	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	公民館文書便	個別郵送	母子保健推進員に配布依頼	個人通知	個別通知	個別通知（役場職員）	
その他	貧血検査は委託（医師会検査センター） 結果は後日郵送で行っている。 医師は小児科に対応している。	6～8ヶ月健診と同時 思春期教室と同時実施	平成15年度より7ヶ月児健診とセット 6回/年			6～8ヶ月健診と同時	6～8ヶ月健診と同時	2会場を実施 6～8ヶ月児健診と同時	川薩保健所保健師（1人）の技術支援あり。	
17. 乳幼児健診（6～7ヶ月児）										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
対象者	6ヶ月～7ヶ月	6～8ヶ月児	7～8ヶ月児	5～8ヶ月	5～8ヶ月	6ヶ月～8ヶ月 7人	6ヶ月～8ヶ月 9人	6～8ヶ月児	6ヶ月～8ヶ月 2人	
実施回数	月2回・年24回	6回/年	4回	4回	4回	4回	4回	6回	1回	
平均人数	34人/回	11人	約11名	約11名	2.8人	1.75人	9人		2人	
健診内容	・問診 ・離乳食指導 ・歯科指導 ・身体計測 ・内科診察 ・個別保健指導	3～4ヶ月児と同様	・身体計測（身長・体重） ・問診 ・内科健診 ・保健指導 ・栄養指導	・問診 ・身体測定 ・内科診察 ・栄養指導 ・歯科指導 ・保健指導	・問診 ・身体測定 ・栄養指導 ・歯科指導 ・保健指導	・問診 ・身体計測 ・内科検診 ・保健指導	・発育測定 ・内科診察 ・保健指導 ・栄養指導	・身体計測（身長・体重） ・問診 ・内科健診 ・保健指導 ・栄養指導	・身体計測 ・問診 ・発育発達チェック ・保健指導 ・育児相談 ・診察	
精密検診受診者数	4人（対象者4人）	2人						0人		
従事者	医師1 保健師5 看護師1 栄養士1 歯科衛生士1 事務2	3～4ヶ月児と同様	医師1 保健師3 助産師1 栄養士1 母子保健推進員1	助産師1 栄養士1 歯科衛生士1 保健師2 母子保健推進員1 食改1	助産師1 栄養士1 歯科衛生士1 保健師2	医師1 保健師1 助産師1 看護師1～2 事務1	医師1 保健師1 看護師2 栄養士1 その他1	医師1 保健師2 助産師1 看護師1～2 事務1	医師1 保健師2 助産師1 看護師1～2 事務1	
通知方法	郵送	3～4ヶ月児と同様	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	公民館文書便		母子保健推進員に配布依頼	個人通知	個別通知	個別通知（役場職員）	
その他	・医師は小児科に対応	3～4ヶ月児と同様	平成15年度より3ヶ月児健診とセット 6回/年	健診は行わず、12ヶ月児と同時に母子相談に対応	健診は行わず、12ヶ月児と同時に母子相談に対応	3～4ヶ月健診と同時実施	3～4ヶ月健診と同時実施	2会場を実施 平成14年度より実施 平成14年度受診者 40名	川薩保健所保健師（1人）の技術支援あり。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・集団で行う乳幼児健康審査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象児年齢の統一など、実施方法について随時調整する。 ・精密健康審査は、制度的に全市町村同じであるため、合併時に川内市の例により調整する。 								
項目	b140 乳幼児集団健診（企画、通知、入力、実施、指導、フォロー）、b120 精密健康診査（妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児）								
18. 乳幼児健診(1.6才児)									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者	1歳6ヶ月～1歳7ヶ月	1才6ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児	1歳5ヶ月～1歳8ヶ月	1歳5ヶ月～1歳8ヶ月	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月 5人
実施回数	月2回・年24回	4回/年	3回	4回	3回	4回/年	4回	4回	3回
平均人数	32人	13人	約11名	18名	13名	2.25人	3人	6人	1.7人
健診内容	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・計測 ・歯科診察 ・内科診察 ・フッ素塗布 ・保育士による育児支援 ・発達チェック(心理相談) ・保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体計測 ・問診 ・診察 ・指導(栄養・口腔・生活) ・親子遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体計測(身長・体重) ・検尿 ・問診 ・内科健診(歯科健診も実施) ・歯科指導・歯科処置 ・保健指導 ・栄養指導 ・おやつを試食 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 ・問診 ・内科診察 ・歯科診察 ・栄養指導 ・フッ素塗布 ・保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・問診、検尿 ・保健指導 ・身体測定 ・歯科予防処置(フッ素ゲル法) ・内科診察 ・歯科指導 ・栄養指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身体測定 ・尿検査 ・内科検診(歯科検診も実施) ・保健指導 ・歯科指導 ・フッ素塗布 ・栄養指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・検尿 ・発育測定 ・内科健診 ・歯科健診 ・歯科指導 ・フッ素塗布 ・栄養指導 ・保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> 問診・検尿 保健指導 身体測定 歯科予防処置(フッ素ゲル法) 内科診察 歯科診察 歯科指導 栄養指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体計測 ・検尿 ・問診 ・発育発達チェック ・保健指導 ・育児相談 ・診察
精密検診受診者数	19人(対象者19人)	2人		1名	0	0	1人	0	0人
従事者	医師1 保健師6 看護師2 保育士1 心理相談員1 事務2	医師1 助産師1 保健師2 栄養士1 保健推進員1 保育士1	医師1 保健師3 助産師2 栄養士1 歯科衛生士2 母子保健推進員2 食生活改善推進員2	医師1 歯科医師1 歯科衛生士3 保健師5(2) 栄養士1 母子保健推進員1(1)	医師1 歯科医師1 助産師1 歯科衛生士2 栄養士1 保健師2 保育士1 看護師1 母子保健推進員1	医師1 保健師1 看護師1～2 事務1	医師1人 歯科医師1人 栄養士1人 保健師1人 看護師2人 栄養士1人 その他1人	医師1人 歯科医師1人 歯科衛生士1人 保健師2人 看護師2人 栄養士1人 その他1人	医師1 母子保健推進員2 保健師2
通知方法	郵送	公民館文書個別	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	公民館文書便	個別	母子保健推進員に配布依頼	個別通知	個別通知	個別通知(役場職員)
その他	心理相談員(在宅・純大)	歯科検診同時実施	1歳6ヶ月児歯科健診とセット	1歳6ヶ月児歯科健診とセット		2歳児・2.6歳児歯科検診と同時に実施	母子保健推進員 2歳児・2.6歳児歯科検診と同時に実施	2会場で実施	川薩保健所保健師(1人)の技術支援あり。 親子歯科健診と同時実施

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・集団で行う乳幼児健康審査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象児年齢の統一など、実施方法について随時調整する。 ・精密健康審査は、制度的に全市町村同じであるため、合併時に川内市の例により調整する。								
項目	b140 乳幼児集団健診(企画、通知、入力、実施、指導、フォロー)、b120 精密健康診査(妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児)								
19. 乳幼児健診(2才児)									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者		2歳6ヶ月児							
実施回数		4回/年							
平均人数		15人							
健診内容		・身体計測・問診 ・指導(栄養・口腔・生活) ・歯科染色・歯みがき指導 ・診察・歯科検診・フッ素塗布							
精密検診受診者数		0							
従事者		医師1 歯科医師1 助産師1 保健師1 看護師1 栄養士1 歯科衛生士1 保育士1 保健推進員1							
通知方法		公民館文書 個別							
その他	該当なし		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
20. 乳幼児健診(3才児)									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者	3歳6ヶ月～3歳7ヶ月	3歳6ヶ月児	3歳児	3歳5ヶ月～3歳10ヶ月	3歳児	3歳3ヶ月～8ヶ月 8人	3歳児	3歳児	3歳児 5人
実施回数	月2回・年24回	4回/年	3回	2回	3回	2回	3回	4回	3回
平均人数	28人	15人	14名	27名	14名	4人	1人	6人	1.4人
健診内容	・問診 ・歯科診察 ・フッ素塗布 ・保育士による育児支援 ・発達チェック(心理相談) ・保健指導	・身体計測・問診・診察 ・指導(栄養・口腔・生活) ・親子遊び	・身体計測(身長・体重) ・検尿 ・問診 ・内科健診(歯科健診も実施) ・歯科指導 ・保健指導 ・おやつを試食	・身体測定・問診・内科診察 ・歯科診察・栄養指導 ・歯科指導・フッ素塗布 ・保健指導	問診・検尿 身体測定 内科診察 歯科診察 栄養指導 歯科指導 歯科予防処置(フッ素ゲル法)	問診 身体計測 尿検査 内科健診(歯科健診も実施) 保健指導 歯科指導 フッ素塗布	検尿 歯科健診 フッ素塗布 保健指導	問診・検尿 身体測定 内科診察 歯科診察 歯科指導 栄養指導 保健指導 歯科予防処置(フッ素ゲル法)	・身体計測・検尿 ・問診 ・発達発達チェック ・育児相談 ・視聴覚調査 ・診察
精密検診受診者数	9人(対象者12人)	2人		3人	0人	0人	0人	0人	0人
従事者	医師1 保健師5 看護師2 保育士1 心理相談員1 事務2	医師1 助産師1 保健師2 看護師1 保健推進員2 保育士1	医師1 保健師3 助産師2 栄養士1 歯科衛生士2 母子保健推進員2 食生活改善推進員2	医師1(1) 歯科医師1(1) 歯科衛生士2(2) 保健師6(3) 栄養士1 母子保健推進員1(1)	医師1 歯科医師1 歯科衛生士2 保健師2 助産師1 看護師1 保育士1 栄養士1	医師1 保健師1 看護師1～2 事務1	医師1 歯科医師1 栄養士1 保健師1 看護師2 栄養士1 その他1	医師1人 歯科医師1人 歯科衛生士1人 保健師2人 看護師2人 栄養士1人 その他1人	医師1 母子保健推進員2 保健師2
通知方法	郵送	公民館文書個別	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	公民館文書便	個別	母子保健推進員に配布依頼	個別通知	個別通知	個別通知(役場職員)
その他	心理相談員(在宅, 純大)		3歳児歯科健診とセット	3歳児歯科健診とセット			母子保健推進員	2会場実施	川薩保健所保健師(1人)の技術支援あり。親子歯科健診と同時実施。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・個別検診の内容等は新市に移りも当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・精密健康診査は、制度的に全市町村同じであるため、合併時に川内市の例により調整する。 								
項目	b150 個別検診(妊婦一般、乳児一般)、b120 精密健康診査(妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児)								
21. 乳幼児健診(9~11ヶ月児)									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者	9ヶ月~11ヶ月	12~13ヶ月児	9~11ヶ月児	9~11ヶ月児	9~11ヶ月児	9ヶ月~11ヶ月 5人	9~11ヶ月児	9~11ヶ月	9ヶ月~11ヶ月 4人
実施回数	1年間	医療機関委託	随時	随時	随時	随時	3回	年間を通して(医療機関委託)	委託(個別健診)
平均人数	年間711人	10人/年	18名/年	24名/年	10名/年	5名/年	3名/年	9人/年	2人
健診内容	・問診 ・身体計測 ・内科診察		入来町と委託契約した県内医療機関にて実施(問診・計測・健診)	病院委託	県内医療機関委託	県内医療機関委託	医療機関委託	・問診 ・身体計測 ・内科診察	・身体計測 ・問診 ・発育発達検査 ・診察
精密検診受診者数	0人(対象者0人)県内医療機関等	0人(対象者0人)県内医療機関等	0人(対象者0人)県内医療機関等	0人(対象者0人)県内医療機関等	0人(対象者0人)県内医療機関等	0人(対象者0人)	0人(対象者0人)	0人(対象者0人)	0人(対象者0人)
従事者									委託病院のスタッフ
通知、交付方法	はがきで受診勧奨(11ヶ月頃) 母子手帳交付時に健診受診票を交付	保護者希望	母子手帳交付時に健診受診票を交付	母子手帳交付時に受診票交付	母子健康手帳交付時に交付 転入児については随時交付	母子手帳交付時に受診票交付	母子手帳交付時に受診票交付	母子手帳交付時に受診票交付	母子手帳発行時に説明。
その他	個別健診	1歳児相談フォローとして		東郷町妊婦、乳幼児健康審査委託事業実施要綱		医療機関委託 県医師会他国公立病院 5・川内済生会病院・九州循環器病センター南九州病院・鹿児島市立病院		医療機関委託 県医師会・川内済生会病院・大病院・鹿児島市立病院・出水市立病院	委託健診料・精密検査初回受診料は、全額村負担。
22. 妊婦関係									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
妊婦健診	妊娠前期・後期・精密検診	医療機関委託	母子手帳交付時に把握	母子手帳交付時に把握	母子手帳交付時に把握	妊娠前期・後期・精密検診	妊娠前期・後期・精密検診	母子手帳交付時に把握	母子手帳交付時に把握
実施回数	前期10回・後期12回・精密8回	一般3回 精密1回 歯科検診1回	前期・後期・精密	前期・後期・精密	前期1回 後期1回 精密1回	前期1回 後期1回 精密1回	前期1回 後期1回 精密1回	前期・後期・精密	委託(個別健診)
受診者数	前期797・後期789・精密168	前期62・後期55・精密7	前期40・後期43・精密11	前期34・後期41・精密11	前期31・後期30・精密9	前期6・後期7・精密3	前期8・後期8・精密3	前期19・後期19・精密7	前期4・後期3・精密2
健診内容	血圧測定 検尿 貧血検査 梅毒検査 HBs抗原検査 超音波検査 県内医療機関委託	県内医療機関委託	入来町と委託契約している県内医療機関で実施	東郷町と委託契約している県内医療機関で実施	<前期> 血圧測定・計測・梅毒血清反応検査・血色素検査 HBs抗原検査・尿検査 <後期> 血圧測定・計測・血色素検査 超音波検査(35歳以上)・尿検査 <精密> 医師により必要と判断された者 県内医療機関委託	<前期> 血圧測定・計測・梅毒血清反応検査・血色素検査 HBs抗原検査・尿検査 <後期> 血圧測定・計測・血色素検査 超音波検査(35歳以上)・尿検査 <精密> 医師により必要と判断された者 県内医療機関委託	<前期> 血圧測定・計測・梅毒血清反応検査・血色素検査 HBs抗原検査・尿検査 <後期> 血圧測定・計測・血色素検査 超音波検査(35歳以上)・尿検査 <精密> 医師により必要と判断された者 県内医療機関委託	<前期> 血圧測定・計測・梅毒血清反応検査・血色素検査 HBs抗原検査・尿検査 <後期> 血圧測定・計測・血色素検査 超音波検査(35歳以上)・尿検査 <精密> 医師により必要と判断された者 県内医療機関委託	血圧・体重測定、梅毒血清検査、貧血検査、尿検査、診察(前期はB型肝炎ウイルス検査、後期は超音波検査(35歳以上)、必要なは精密検査を追加) 県内医療機関委託

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。								
項目	b130 乳幼児歯科健康診査								
23. 乳幼児歯科検診(1才)									
項目	川内市	桶狭町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者				11ヶ月～14ヶ月児	12ヶ月児				1歳～1歳5ヶ月 3人
実施回数				4回	12回				2回
平均人数				10人	3.1人				1.5人
健診内容				問診 身体測定 栄養指導 歯科指導 保健指導	問診 身体測定 栄養指導 歯科指導 保健指導				身体計測・問診・発育発達チェック・保健指導・育児相談 歯科指導・歯科相談・フッ素塗布・歯科診察
徴収金									0円
規則									
その他	該当なし	該当なし	該当なし	健診は行わず、6ヶ月児 7ヶ月児と同時に母子相談で対応	健診は行わず、7ヶ月児と同時に母子相談で対応	該当なし	該当なし	該当なし	母親も1年に1回、歯科診察を受ける。フッ素ゲル剤を歯科衛生士が塗布。
24. 乳幼児歯科検診(1.6才)									
項目	川内市	桶狭町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者	1歳6ヶ月～1歳7ヶ月	1.6歳児健診に準ずる	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児	1.6歳児健診に準ずる	1.6歳児健診に準ずる	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児	1.6歳児健診に準ずる 11人	1.6歳児健診に準ずる	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月 5人
実施回数	月2回・年24回	4回/年	3回	4回/年	3回/年	4回/年	4回	4回/年	3回
平均人数	32人	13人	約11名	18名	13名		3人	6人	1.7人
健診内容	・歯科診察 ・フッ素イオン導入 ・歯磨き指導	・歯科検診 ・フッ素塗布(ゲル) ・歯科指導	・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置(フッ素イオン導入) ・保健指導・栄養指導 ・おやつ試食	・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置(フッ素イオン導入) ・保健指導・栄養指導	・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置(フッ素イオン導入) ・保健指導・栄養指導	・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置(フッ素イオン導入) ・保健指導・栄養指導	歯科健診 カラーテストによる個別指導 フッ素塗布	歯科検診 フッ素塗布(ゲル) 歯科指導	歯科指導・歯科相談 フッ素塗布・歯科診察 歯科指導
徴収金	500円(フッ素実施者)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
規則	川内市予防接種等実費徴収規則		なし	東郷町母子保健法施行細則		なし	上飯村妊婦・乳幼児健康診査委託事業実施要綱		
その他	スタッフ ・歯科医師1 ・歯科衛生士5 1歳6カ月児健診と同時実施	1.6歳児健診と同時	1歳6ヶ月児内科健診とセット 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	1歳6ヶ月児健診と同時に実施	1歳6ヶ月児健診と同時に実施			2会場で実施	母親も1年に1回、歯科診察を受ける。フッ素ゲル剤を歯科衛生士が塗布。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。								
項目	b130 乳幼児歯科健康診査								
25. 乳幼児歯科検診(2才)									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者		2歳児健診に順ずる	2歳児	2歳～2歳2ヶ月	2歳～2歳5ヶ月児	2歳～2歳5ヶ月児・6人	2歳～2歳5ヶ月児 18人	2歳児	2歳～2歳5ヶ月 4人
実施回数		4回	3回	4	2	4回	4回	4回	2回
平均人数		16人	9名	17	14.5	1.5人	5人	6人	2人
健診内容		歯科検診 染色 フッ素塗布(ジェル) 歯科指導	歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素イオン導入)	歯科健診, 歯科指導, フッ素塗布	問診 歯科診察 歯科保健指導 育児相談 歯科予防処置(フッ素ゲル法)	問診 歯科検診 歯磨き指導 虫歯予防措置	歯科健診 カラーテストによる個別指導 フッ素塗布	歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素ジェル導入)	・保健指導 ・育児相談 ・歯科指導 ・歯科相談 ・フッ素塗布 ・歯科診察
徴収金		0	無料	なし	0	0円	0円	無料	0円
規則			なし	東郷町母子保健法施行細則			上飯村妊婦・乳幼児健康診査委託事業実施要綱		
その他		2歳児健診と同時	母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	2歳半と同時実施 歯科医師(1) 歯科衛生士(2) 保健師3, 事務1	(従事者) 歯科医師 1名 歯科衛生士 2名 保健師 1名	母子保健推進員に配布依頼	1.6歳児検診と同時実施	2歳児会場で実施	母親も1年に1回、歯科診察を受ける。 フッ素ゲル剤を歯科衛生士が塗布。
26. 乳幼児歯科検診(2.6才)									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者	2歳5ヵ月～2歳6ヵ月		2歳6ヵ月	2歳6ヵ月～2歳8ヵ月	2歳6ヵ月～2歳11ヵ月	2歳6ヵ月～2歳11ヵ月 9人	2歳6ヵ月～2歳11ヵ月 11人	2歳6ヵ月	2歳6ヵ月～2歳11ヵ月 3人
実施回数	月2回・年24回		3回	4	2	4回	4回	4回	3回
平均人数	30人		約11名	14	16.5	2.25人	3人	6人	1人
健診内容	・歯科診察 ・フッ素ハブラシ ・歯磨き指導 ・育児相談		歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素イオン導入)	歯科診察, 歯科指導, フッ素塗布	問診 歯科診察 歯科保健指導 育児相談 歯科予防処置	問診 歯科検診 歯磨き指導 虫歯予防措置	歯科健診 カラーテストによる個別指導 フッ素塗布	歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素ジェル導入)	身体計測・問診・発育発達チェック・保健指導・育児相談 歯科指導・歯科相談・フッ素塗布・歯科診察
徴収金	500円(フッ素実施者)		無料	なし	0	0円	0円		0円
規則	川内市予防接種等実費徴収規則		なし	東郷町母子保健法施行細則			上飯村妊婦・乳幼児健康診査委託事業実施要綱		
その他	スタッフ ・歯科医師1 ・歯科衛生士6 ・保健師2	該当なし	平成15年度より中止 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	2歳児と同時実施	(従事者) 歯科医師1 歯科衛生士2 保健師1	1.6歳児検診と同時実施	1.6歳児検診と同時実施	2歳6ヵ月会場で実施	母親も1年に1回、歯科診察を受ける。 フッ素ゲル剤を歯科衛生士が塗布。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。								
項目	b130 乳幼児歯科健康診査								
27. 乳幼児歯科検診(3才)									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者		3歳児健診に準ずる	3歳児	3歳児健診に準ずる	3歳児健診に準ずる	3歳3ヶ月～8ヶ月 8人	3歳児 3人	3歳児	3歳～3歳5ヶ月 5人
実施回数		4回/年	3回	2回/年	3回/年	2回	3回	4回	3回
平均人数			14名	27名	14名	4人	1人	6人	1.4人
健診内容		歯科検診・染色 フッ素塗布(ゲル)・歯科指導	・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置 ・保健指導	・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置 ・保健指導	・問診 ・歯科健診(内科健診も実施) ・歯科指導 ・歯科処置 ・保健指導	問診 歯科検診 歯磨き指導 虫歯予防措置	歯科健診 カラーテストによる個別指導 フッ素塗布	歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素ゲル塗布)	歯科指導・歯科相談・フッ素塗布 歯科診察
徴収金		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
規則			なし	東郷町母子保健法細則	なし		上飯村妊婦・乳幼児健康診査委託 事業実施要綱		
その他	該当なし	3歳児健診と同時	3歳児内科健診とセット 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	3歳児健診と同時実施	3歳児健診と同時に実施	3歳児健診と同時実施	3歳児健診と同時に実施	2会場で開催	母親も1年に1回、歯科診察を受ける。 フッ素ゲル剤を歯科衛生士が塗布。
28. 乳幼児歯科検診(3.6才)									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者	3歳6カ月～3歳7カ月								3歳6ヶ月～3歳11ヶ月 1人
実施回数	月2回・年24回								1回
平均人数	28人								1人
健診内容	・歯科診察 ・フッ素ハブラシゲル ・歯磨き指導								身体計測・問診・発育発達チェック・保健指導・育児相談 歯科指導・歯科相談・フッ素塗布・歯科診察
徴収金	500円(フッ素実施者)								なし
規則	川内市予防接種等実費徴収規則								
その他	スタッフ ・歯科医師1 ・歯科衛生士7 3歳児健診を同時実施	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	母親も1年に1回、歯科診察を受ける。 フッ素ゲル剤を歯科衛生士が塗布。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会		
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。									
項目	b130 乳幼児歯科健康診査									
29. 乳幼児歯科検診(4才)										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
対象者		4才～5才未満	4歳	4歳7ヶ月～5歳	4歳児	4歳児 3人	4歳児 5人		4歳～4歳5ヶ月 3人	
実施回数		年1回	2回	2	2	1回	1回		2回	
平均人数		14人	18名	28	19.5	3人	15人		1.5人	
健診内容		歯科検診 歯みがき指導(集団・個別) 染色 フッ素塗布 歯科指導	歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素イオン導入)	歯科診察, 歯科指導, フッ素塗布	問診 歯科診察 歯科保健指導 育児相談 歯科予防処置	問診 歯科検診 歯磨き指導 虫歯予防措置	問診 歯科検診 歯磨き指導 虫歯予防措置		身体計測・問診・発達チェック 保健指導・育児相談・歯科指導 歯科相談・フッ素塗布・歯科診察	
徴収金		なし	なし	なし	なし	なし	なし		なし	
規則			なし	東郷町母子保健法施行細則	なし					
その他	該当なし	母親も歯科検診と歯科指導	平成15年度より5歳児歯科健診とセット 3回/年 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	歯科医師(1) 歯科衛生士(2) 保健師3, 事務1 5歳児と同時実施	(従事者) 歯科医師1 歯科衛生士2 保健師1		4・5才を同時に、夏休み期間に実施	該当なし	母親も1年に1回、歯科診察を受ける。 フッ素ゲル剤を歯科衛生士が塗布。	
30. 乳幼児歯科検診(4.6才)										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
対象者									4歳6ヶ月～4歳11ヶ月 1人	
実施回数									1回	
平均人数									1人	
健診内容									身体計測・問診・発達チェック・保健指導・育児相談 歯科指導・歯科相談・フッ素塗布・歯科診察	
徴収金									なし	
規則										
その他	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	母親も1年に1回、歯科診察を受ける。 フッ素ゲル剤を歯科衛生士が塗布。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業					専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会		
調整方針	・乳幼児歯科健診の健診体制、内容等は現行のまま新市に引継ぎ、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等を含めて随時調整する。								
項目	b130 乳幼児歯科健康診査								
31. 乳幼児歯科検診(5才)									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者		5才～6才未満	5歳児	5歳7ヶ月～6歳	5歳児	5歳児	5歳児	3歳～7歳未満の幼稚園児	5歳児 3人
実施回数		年1回	2回	2	2	1回	1回	2回	1回
平均人数		25人	約16名	24	28	15人	13名	27人	3人
健診内容		歯科検診 歯みがき指導(集団・個別) 染色 フッ素塗布 歯科指導	歯科健診 歯科指導 歯科処置(フッ素イオン導入)	歯科診察, 歯科指導, フッ素塗布	問診 歯科診察 歯科保健指導 育児相談 歯科予防処置	問診 歯科検診 歯磨き指導 虫歯予防措置	問診 歯科検診 歯磨き指導 虫歯予防措置	問診 歯科検診 歯磨き指導 虫歯予防措置	歯科診察
徴収金		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
規則			なし	東郷町母子保健法施行細則					
その他	該当なし	母親も歯科検診と歯科指導	平成15年度より4歳児歯科健診とセット 3回/年 母子保健推進員経由 希望者は個別郵送	歯科医師(1) 歯科衛生士(2) 保健師3, 事務1 4歳児と同時実施	(従事者) 歯科医師1 歯科衛生士2 保健師1	母子保健推進員に配布依頼		幼稚園児全員実施	鹿島幼稚園が実施。
32. 乳幼児歯科検診(6才)									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象者						6歳児			6歳児 4人
実施回数						1回			1回
平均人数						14人			4人
健診内容						問診 歯科検診 歯磨き指導 虫歯予防措置			歯科診察
徴収金						0円			0円
規則									
その他	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	母子保健推進員に配布依頼	該当なし	該当なし	鹿島幼稚園が実施。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業					専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会			
調整方針	・結核予防法に基づき実施するものであり、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目	e10 結核予防事業									
33. 結核検診										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
対象者・受診者数	19歳以上 対29,312人、受12,580人	16歳と19歳以上・2,622人	19歳以上 1,103名	16歳以上・1,290人	19才以上該当者、1,259名	19歳以上 428人	19歳以上・623人	19歳以上 454名	19歳以上・172人 (72人は基本健診時)	
実施時期・日数	9～11月(36日間) 脱ろう1月(7日間)	10日間 脱漏1日間	1月 5日間 脱漏 2日間	10月 10日間 (うち脱漏1日 精密2日)	9月町内一円 5日間 脱漏 2日間	H14.5.20～21 2日間	5月 3日間	H14.5.31～H14.6.4 6日間	5月27日～28日・2日間 10月(基本健診)	
委託先	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	県民総合保健センター	
委託料	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円	間接撮影：720円 直接撮影：2,490円 喀痰検査：3,935円 直接撮影・喀痰検査：5,520円	間接撮影：720円	間接撮影：720円	間接撮影：720円	720円 (基本健診時は健診委託料に含む。)
自己負担金	無料	無料	無料	なし	なし	なし	なし	無料	なし	
その他	スタッフ・・・事務2名				精密検診1日、脱漏精密1日	肺がん検診と同時実施	肺がん検診と同時実施		肺がん・大腸がん検診と同時実施。 脱漏者対応を、基本健診時に行う。 精密検査は、鹿島村国保直営診療所 で、直接撮影2,490円で委託。	
34. ツベルクリン反応検査・BCG										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
対象年齢	3か月～4歳未満	3ヶ月～15ヶ月	9ヵ月～20ヵ月(3ヵ月～48ヵ月児)	生後5ヶ月～4歳未満	生後6～18月(前年度までの脱漏 4才未満)	0歳～4歳	0歳～4歳	3か月～4歳未満	3.4ヶ月以上～4歳未満	
実施方法	個別接種	集団	集団接種	集団	集団	集団	集団接種	集団接種	集団接種	
実施日数	通年	2日	延べ4日間	延べ4日間	2日	1日	延べ4日間	延べ6日間	2日	
実施人数	ツベルクリン831人 BCG830人	50人	乳幼児：35名	ツベルクリン 58名 BCG 54名	40人	0歳 12人 ツベルクリン・BCG	ツベルクリン 45人 BCG 20人	ツベルクリン32人、BCG28人	3人	
実施場所	市内医療機関	保健センター	入来町保健センター	保健センター	保健センター	生きがい作業所	保健センター	健康管理センター・国民健康保険直 営長浜診療所	鹿島村国保直営診療所	
実施時期	通年	6月	4月～6月	4月 脱漏6月	4月中旬～5月上旬	4月上旬	4月	4月～10月	4月～6月	
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便	個別通知	母子保健推進員に依頼	個別通知	個別通知	個別通知(役場職員配布)	
委託料等	3,050円 (判定のみ1,200円)	1会場(医師 15,900円)	報償費として支払う (医師：15,900円/回 看護師：5,200円/回)	報償費 医師 16,900円 看護師 4,700円	医師 9,600円 看護師 5,600円	医師 13,500円×2日	一人当たり ツベルクリン 2,970円 BCG 1,390円	50,000円×2医療機関	インフルエンザ以外の定期予防接種は、 ワクチン・シリッジ代が委託料。	
自己負担金	なし		なし	なし	なし	0円	0円	なし	0円	
従事者		医師2 看護師2 保健師1 事務1	医師1 保健師(常勤2)2 看護師1	医師(2) 看護師(2) 保健師3 事務2	医師1 看護師1 保健師1 事務2	医師1 保健師1 看護師1 事務1	医師1 保健師1 看護師2 その他1	医師1 保健師2 事務1	医師1 保健師1	
その他	ワクチン代は別途、平成15年度より 学生へのツ反・BCG接種は廃止	平成15年度より学生へのツ反・ BCG接種は廃止	平成15年度より学生へのツ反・ BCG接種は廃止	ワクチン代は別途、平成15年度より 学生へのツ反・BCG接種は廃止	平成15年度より学生へのツ反・ BCG接種は廃止	平成15年度より学生へのツ反・ BCG接種は廃止	平成15年度より学生へのツ反・ BCG接種は廃止	平成15年度より学生へのツ反・ BCG接種は廃止	脱漏対応は、年度を通して行う。 平成15年度より学生へのツ反・BCG 接種は廃止	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。								
項目	e20 予防接種事業								
35. インフルエンザ									
項目	川内市	種福町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象年齢	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	満65歳以上の者 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器系の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者	65歳以上の者 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器系の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者
実施方法	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種	個別接種
実施日数	2か月	2ヶ月(11～12月)	75日	2ヶ月	2ヶ月	4ヶ月	10月始め～12月末	11月～12月	4ヶ月
実施人数	5,634人	1,690人	1,172名	865	584名	297人	566人	367人	168人
実施場所	市内医療機関	町内医療機関	原則は町内医療機関での接種 ただし、県医師会及び郡医師会と契約すれば、県内の殆どの医療機関で接種可能	町内2ヶ所(松尾医院、木脳医院)	県内委託医療機関	県医師会加入の医療機関	各医療機関	村内6医療機関	鹿島村国保直営診療所
実施時期	11～12月	2ヶ月(11～12月)	10月～12月	10/21～12/20	10月～12月	10月～1月	10月始め～12月末	11月～12月	10月1日～1月31日
通知方法	広報紙掲載	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便	個別	全戸配布にて案内・村内放送	個別通知	全戸配布にて案内	周知文の全戸配布
委託料等	接種料2,500円 ワクチン代1,050円	1人3,000円	接種者1人当たり2,000円 なお、接種料を2,000円以下で設定している場合はその額とする	1人2000円	2,000円	1,000円	1,500円	なし	2,000円
自己負担金	1,000円		医療機関の接種料金から、町助成2,000円を差し引いた額	1000円	2,000円を超えた額	500円	村内 1,500円 村外 接種料金と委託料との差額	1,500円	1,000円 (村外では、接種料金と委託料との差額を自己負担)
委託先	川内市医師会 済生会川内病院 市外一部医療機関	町内医療機関	原則は町内医療機関での接種 ただし、県医師会及び郡医師会と契約すれば、県内の殆どの医療機関で接種可能	松尾医院、木脳医院	県内委託医療機関	県医師会 里村へき地診療所	村内2医療機関・県医師会	国保直営手打診療所・長浜診療所	鹿島村国保直営診療所 鹿島県医師会

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針	・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。								
項目	e20 予防接種事業								
38. 麻しん									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象年齢	1歳～90ヶ月	1才～2才まで	13ヵ月～24ヵ月 (12ヵ月～90ヵ月)	生後12ヶ月～90月未満	12月～24月	2歳児		12ヵ月～90ヵ月	1歳～1歳半 (1歳～90ヶ月)
実施方法	個別接種	公民館(個別)	個別接種	個別	個別	個別	15年度から個別接種	個別接種	集団接種
実施日数		2週間	14日間	1ヶ月		1ヶ月		18日	2日
実施人数	801人	50人	29名	53	34名	11人		36人	4人
実施場所	市内医療機関	町内医療機関	町内3医療機関	町内医院2ヶ所	町内2診療所	里村へき地診療所	保健センター	国保直営手打診療所・長浜診療所・青瀬診療所	鹿島村国保直営診療所
実施時期	通年	11月	1月	1月～2月	5月～2月	12月	1月	9月・3月	4月、9月、1月
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便	個別	個別 母子保健推進員に依頼	個別通知	個別通知	個別通知(役場職員配布)
委託料等	3,050円/一人	1人4000円	報償費として 1人分接種料 4,100円	3200円	3,400円	医師:13,500円	2,970円	50,000円×2医療機関	インフルエンザ以外の定期予防接種は、ワクチン・シリンジ代が委託料。
自己負担金	なし		なし	なし	なし	0円	0円	0円	0円
従事者						医師1 看護師1・事務1	医師1・保健師1 看護師2・その他1	医師1 看護師2	医師1 保健師1
その他	ワクチン代は別途			ワクチン代は別途		診療所から翌月に請求書と予診表を回収			脱漏対応は、年度を通して行う。
39. 風しん									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村
対象年齢	1歳4か月～90ヶ月	1才～2才まで	14ヵ月～25ヵ月 (12ヵ月～90ヵ月) 昭和54年4月2日～昭和62年 10月1日生まれ、風疹の予防 接種未接種者	生後21ヶ月～90月未満	16月～36月	2歳6ヶ月～3歳	経過措置を含む	17ヵ月～90ヵ月	1歳～2歳 (1歳～90ヶ月) 経過措置の未接種者
実施方法	個別接種	公民館(個別)	個別接種	集団	個別	個別	集団接種	個別接種	集団接種
実施日数		2週間	12日間	1日		1ヶ月	2日間	15日	3日
実施人数	717人	50人	・幼児:45名 ・経過措置分:1名	56人	28名	6人	23人	25人	6人
実施場所	市内医療機関	町内医療機関	町内3医療機関	保健センター	町内2診療所	里村へき地診療所	保健センター	国保直営手打診療所・長浜診療所・青瀬診療所	鹿島村国保直営診療所
実施時期	通年	11月	2月	10月	5月～2月	6月	5月	9月・3月	7月、12月
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便	個別	個別 母子保健推進員に依頼	個別通知	個別通知	個別通知(役場職員配布)
委託料等	3,050円/一人	1人4000円	報償費として 1人分接種料 4,100円	報償費 医師16,900円・看護師4,700円	3,400円	医師:13,500円	2,970円	50,000円×2医療機関	インフルエンザ以外の定期予防接種は、ワクチン・シリンジ代が委託料。
自己負担金	なし		なし	なし	なし	0円	0円	0円	0円
従事者				医師(2)・看護師(2) 保健師3・事務2		医師1 看護師1・事務1	医師1・保健師1 看護師2・その他1	医師1 看護師2 その他2	医師1 保健師1
その他	ワクチン代は別途		昭和54年4月2日～昭和62年10月1日生まれ、風疹の予防接種未接種者は平成15年9月30日まで終了						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針		・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。								
項目		e20 予防接種事業								
40.三混(ジフテリア、百日せき、破傷風)										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
対象年齢	初回	4か月～90か月	3ヶ月～15ヶ月	8ヶ月～25ヵ月	生後3ヶ月～90月未満	3～12月	3ヶ月～1歳	13	3か月～90か月	3ヶ月～1歳半 (3ヶ月～90ヶ月)
	追加	初回接種3回目から1年後	初回接種後1年	30ヵ月～53ヵ月	1期初回接種終了後12～18月 (生後3～90月未満)	12～24月	1歳～2歳	12	初回3回目接種後1年	1歳半～2歳 (3ヶ月～90ヶ月未満、1期初回終了後6ヶ月以上間隔をおく)
	D(2期)	小学6年生	小学校6年	小学6年生	小学校6年生	小学6年生	12歳	13	小学6年生	小学6年生(11・12歳)
実施方法	個別接種	集団	DPT:集団接種 DT:個別接種	集団	個別	集団	集団接種	集団接種	集団接種	
実施日数		8日	DPT:4日間 (うち1日間は追加) DT:12日間	5日 (2混:3日)		4日	7日間	DPT 11人 DT 3人	4日	
実施人数	DPT 3,198人 DT 480人	288人	DPT(初回):139名 (追加):61名 DT:55名	212人 (2混:51人)	DPT(1期、40名、39名、 33名、追加、25名) DT(46名)	DPT 37人 DT 14人	64	DPT 120人 DT 27人	9人	
実施場所	市内医療機関	保健センター 各小学校	入来町保健センター	保健センター、2混は各小学校	町内2診療所	DPT 生きがい作業所 DT 里小学校	保健センター	健康管理センター-他村内6箇所	鹿島村国保直営診療所	
実施時期	通年	7,8,9,10月	DPT(初回):8月～10月 (追加):12月 DT:7月～8月	6月,7月,8月	DPT(5月～2月) DT(7～8月)	DPT 7,8,9月 DT 6月	6月～9月	DPT 7～8,月・1～3月 DT 4～5月	5月～3月	
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便	個別	(個別) DPT 母子保健推進員に依頼 DT 職員配布	個別通知	DPT 個別通知 DT 学校を通じて配布	個別通知(役場職員配布。児童は、学校を通じて配布。)	
委託料等	3,050円/一人	1会場(医師15,900円)	報償費として支払う (医師:15,900円/回) (看護師:5,200円/回)	報償費 医師16,900円・看護師4,700円	3,400円	医師 13,500円×4日	2,970円	50,000円×2医療機関	インフルエンザ以外の定期予防接種は、ワクチン・シリンジ代が委託料。	
自己負担金	なし		なし	なし	なし	0円	0円	0円	0円	
従事者		医師2 看護師2 保健師1 事務1	医師1 保健師(常勤2)2 看護師1	医師(2) 看護師(2) 保健師3 事務2		医師1 保健師1 看護師1 事務1	医師1 保健師1 看護師2 その他1	医師1 保健師2 その他1	医師1 保健師1	
その他	ワクチン代は別途			各学校へは医師(1) 看護師(1)保健師1,事務1 ワクチン代は別途	診療所から翌月請求書と予診票回収				脱漏対応は、年度を通して行う。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会	
調整方針		・予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金額については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。								
項目		e20 予防接種事業								
41. 日本脳炎										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
対象年齢	1期初回	3歳～90か月	3才～4才まで	3・4歳	3歳～90月未満	3才	3歳	9	3歳～90か月	3歳(6ヶ月～90ヶ月未満)
	1期追加	初回接種2回目から1年後	初回接種後1年	4・5歳	4歳～90月未満	4才	4歳	13	初回接種2回目から1年後	4歳(6ヶ月～90ヶ月未満 1期初回終了後1年をおく)
	2期	小学4年	小学校4年	小学4年生	小学校4年生	小学4年	小学4年生	16	小学4年	小学4年生(9～13歳未満)
	3期	中学3年	中学校3年	中学3年生	中学校3年生	中学3年	中学3年生	16	中学3年	中学3年生(14・15歳)
実施方法	個別接種	集団	集団接種	集団	個別	集団	集団接種	集団接種	集団接種	
実施日数		12日	幼児：3日間 小学4年生・中学3年生：12日間	3日 学校3日		3日	4日間	1期：6日 2期3期：5日	4日	
実施人数	初回1,409人 追加690人 2期 511人 3期363人	289人	初回104名 追加43名 2期 58名 3期76名	1期初回 98名 1期追加 52名 2期 60名 3期 86名	1期 (初回37名、44名、追加30名) 2期(29名) 3期(51名)	48人	62	107人	15人	
実施場所	市内医療機関	保健センター 各学校	入来町保健センター	保健センター、各小中学校	町内2診療所	生きがい作業所	保健センター	健康管理センター・村内各診療所・学校	鹿島村国保直営診療所	
実施時期	通年	4月	5月	5月	1期(5～2月) 2期、3期(6～7月)	5月		4月・5月	6月～7月	
通知方法	個別通知	公民館(個別)	個別郵送(実施約2週間前に郵送)	公民館文書便	個別	(個別) 1期：母子保健推進員に依頼 2期・3期：職員配布	個別通知	1期：個別通知 2期・3期：学校を通じて配布	個別通知(役場職員配布)	
委託料等	3,050円/一人	1会場(医師15,900円)	集団接種：報償費として支払う (医師：15,900円/回 (看護師：5,200円/回) 個別接種：報償費として1人分 接種料 4,100円	報償費 医師 16,900円 看護師4,700円	3,400円	医師：13,500円×3日	6才未満 2,970円 6才以上 2,390円	50,000円×2医療機関	インフルエンザ以外の定期予防接種は、ワクチン・シリンジ代が委託料。	
自己負担金	なし		0	なし	なし	0円	0円		0円	
従事者		医師2 看護師2 保健師1 事務1	医師1 保健師(常勤2)2 看護師1 集団接種の場合	医師(2) 看護師(2) 保健師3 事務2		医師1 保健師1 看護師1 事務1	医師1 保健師1 看護師2 その他1	医師1 保健師2 その他1	医師1 保健師1	
その他	ワクチン代は別途			ワクチン代は別途						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-8 保健衛生事業						専門部会・分科会	住民健康福祉専門部会 健康管理分科会		
調整方針	・女性の健康促進事業は、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目	d70 女性の健康促進事業									
42. 女性の健康促進事業										
項目	川内市	樋脇町		入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
		健診	教室							
対象者 受診者数		町内居住する20歳から39歳までの 希望者 61人(H14年度)	町内に居住する18歳以上の女性 205人(H14年度)							
実施時期 日数		毎年5月・3日間	毎年1～3月 8会場(8日)							
委託先		J A 厚生連健康管理センター								
委託料		基本健診5,130円 骨粗症検診2,050円								
診査内容・教育内容		・老人保健法の基本健診内容に 準ずるものと骨粗鬆症健診の セット検診 ・希望者のみ歯周疾患検診	・年度ごとにテーマを決めて実施 歯周病予防について(39歳以下) 転倒予防教室 57歳以上 素敵な更年期の過ごし方(40～56 歳)							
自己負担金		・基本健診は無料 ・骨粗鬆症検診は500円	無料							
その他		・結果通知は約1ヶ月後の厚生連 基本健診結果報告会時に実施 ・公民館長を通じ対象者全員に申 込書を配布、回収 ・公民館外対象者へは郵送	・公民館長を通じ案内、各自申し 込み							

提案第22号

環境衛生事業(その1)について

合併協定項目23-9号「環境衛生事業(その1)」について、次のとおり提案する。

平成15年9月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森卓朗

【調整方針(案)】

環境衛生事業(その1)について
1 各市町村が有する最終処分場は、現行のまま新市に引き継ぐ。
2 衛生自治連絡協議会は、新市に移行後、速やかに調整する。
3 環境審議会は、合併時に新たに組織する。
4 環境に関する計画(環境基本計画)は、川内市の例を基本として、合併後3年以内を目途に策定する。
5 環境美化推進は、合併時に川内市の例により調整する。
6 火葬場は、現行のまま新市に引継ぐ。
7 公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

長崎県下五島一市五町合併協議会（平成16年8月1日目標 新設合併）

- (1) ごみ処理の収集回数・分別方法・指定ごみ袋販売金額・指定ごみ袋販売手数料・生ごみ減量化等処理機器購入費補助金・町内一斉清掃・廃棄物処理手数料については、合併までに調整する。ただし、平成16年度については、旧市町の例による。
- (2) ごみ処理の収集運搬方法、し尿処理の収集方法・業務、火葬使用料、狂犬病予防注射会場、狂犬病予防関係の手数料、墓地については、現行のとおりとする
- (3) 廃棄物許可手数料については、福江市の例による。
- (4) 処理施設（ごみ・し尿）の業務内容については、合併までに調整する。施設については、新市に引き継ぐ。
- (5) 火葬場施設については、新市に引き継ぐ。
- (6) 火葬料助成金については、廃止する。
- (7) 犬取締については、福江市の例による。

4 今後の協議スケジュール

平成15年 9月25日 各市町村協議回答
平成15年10月 2日 （幹事会一次協議）
平成15年10月16日 （幹事会二次協議）
平成15年10月24日 協議会確認

協定項目 23 - 9 資料

環境衛生事業（その1）について

1 協定項目の要旨・留意点

環境衛生に関する事業・制度について検討する。

し尿処理、ごみの分別・収集業務、一般廃棄物処理等に係る項目は、地域の実情を考慮しながら、現状の住民サービスを低下させないよう関係一部事務組合等と協議のうえ調整する。

市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、構成市町村で均衡の保たれた、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

2 提案の理由

環境衛生事業は、住民が快適な生活環境の中で暮らせるよう、環境保全の推進、環境対策の充実強化等を図る観点から、事務事業一元化調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案するものである。

3 協定(協議)先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

ごみ収集運搬業務の取り扱い

- (1) ごみ収集回数及び収集方法については、当面現行のとおりとし、新町において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。
- (2) ごみ収集関係の助成制度及び委託制度については、その実施内容等において充実している町の例により統一する。

宮城県加美町（平成15年4月1日 新設合併）

- (1) ごみ収集日及び収集方法については、現行のとおりとする。
- (2) 資源ごみの回収報奨金については、宮崎町の例による。
- (3) ごみ減量リサイクルに対する助成については、中新田町及び小野田町の例による。
- (4) 最終処分場の青木原ごみ埋立場については、新市に引き継ぐ。ただし、新市において正しい廃棄物の搬入が行われるよう周知し、監視を強化するとともに、必要な排水処理を行うなど適切な施設管理に努める。
- (5) 不法投棄対策の監視員については、新市において設置する。
- (6) 衛生組合連合会については、合併時に統合する。
- (7) 消毒事業については、当面現行のとおりとする。
- (8) 町民一斉清掃については、当面現行のとおり実施し、新市において調整する。
- (9) 町営墓地については、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

- (1) し尿収集
徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。
- (2) ごみ収集
新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 指定ごみ袋
新市に移行後、速やかに調整する。

長崎県下五島一市五町合併協議会（平成16年8月1日目標 新設合併）

- (1) ごみ処理の収集回数・分別方法・指定ごみ袋販売金額・指定ごみ袋販売手数料・生ごみ減量化等処理機器購入費補助金・町内一斉清掃・廃棄物処理手数料については、合併までに調整する。ただし、平成16年度については、旧市町の例による。
- (2) ごみ処理の収集運搬方法、し尿処理の収集方法・業務、火葬使用料、狂犬病予防注射会場、狂犬病予防関係の手数料、墓地については、現行のとおりとする
- (3) 廃棄物許可手数料については、福江市の例による。
- (4) 処理施設（ごみ・し尿）の業務内容については、合併までに調整する。施設については、新市に引き継ぐ。
- (5) 火葬場施設については、新市に引き継ぐ。
- (6) 火葬料助成金については、廃止する。
- (7) 犬取締については、福江市の例による。

4 今後の協議スケジュール

平成15年 9月25日 各市町村協議回答
平成15年10月 2日 （幹事会一次協議）
平成15年10月16日 （幹事会二次協議）
平成15年10月24日 協議会確認

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業					専門部会・分科会名	住民健康福祉専門部会 環境分科会			
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場は現行のまま新市に引き継ぐ。 衛生自治連絡協議会は、新市に移行後、速やかに調整する。 環境審議会は、合併時に新たな制度を設け、設置する。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	調整方針(案)
最終処分場の適正管理	<p>名称 木場茶屋最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S50.6開設 ・場内管理 ・場内の草払い、進入路等の維持管理 ・ガス管理 ・湧出ガスの燃焼管理 ・湧出水流未処理排水処理場の維持管理 ・処理水の水质管理 ・地元との協議 ・地元公民会との協議 ・路地整備計画 ・H7～ごみの埋立はしていない ・災害時、クリーン作戦時の土砂搬入のみ ・面積 62,741㎡ 	<p>名称 湯之牟礼最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S59.4～可燃立開始 ・面積 900㎡ ・共同命令違反と認められ、かつ、処分基準違反の恐れが強い最終処分場 ・六郎ヶ迫最終処分場 ・S56.4～不燃立開始 ・面積 9,910㎡ ・共同命令の適用は無いが、処分基準違反の恐れが強い最終処分場 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回浸出水質検査を実施している。 ・湯之牟礼最終処分場 3箇所 ・六郎ヶ迫最終処分場 2箇所 ・2箇所とも平成11年4月に閉鎖 ・2箇所とも遮水工、浸出液処理設備なし 	<p>名称 六内田不燃物最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内の草払い、進入路等の草払い ・水質検査等の継続 ・地元との協議(H15) ・閉鎖事業の実施 ・整備利用計画策定 ・遮水工又は浸出液処理設備を有しない最終処分場(538施設) ・うち共同命令違反と認められ、かつ、処分基準違反の恐れが強い最終処分場(80施設)のうちの一つ。 <p>廃棄物処理施設整備費にて処分場の閉鎖を行う予定(補助率国庫1/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用開始 S58.5～ ・埋立終了 H16.3予定 ・面積 19,016㎡ ・毎月検査、年1検査 	<p>名称 東郷町塵芥処理場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積7,500㎡ ・設置1941年4月 ・搬入停止1999年4月 ・可燃、不燃物 ・遮水工 無し ・浸出液処理設備 無し <p>※ 共同命令、処分基準ともに適用が無いが、不適切と考えられる最終処分場</p>	<p>名称 祁答院町上手一般廃棄物最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度より埋め立て処分は実施していないが、現在は、資源ごみ、不燃ごみの一部搬入可。随時クリーンセンターへ搬出。 ・民有地であるため、2年ごとの契約更新借地料の支払いがある。 ・将来は、埋め立て工事を行い、地権者に返還する予定である。 ・概算工事費3千万円 ・適正閉鎖をすべきである。 ・面積 約9,000㎡ 	<p>名称 尾橋川原粗大ごみ処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理施設 無し ・遮水工 無し ・埋立て中 ・1983年～2007年予定 ・水質検査 年1回 ・面積、容量 7,500㎡ ・12,500㎡ ・(残余7,120㎡) 	<p>名称 上飯村粗大ごみ処理場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄橋により、不法投棄を防止。 ・年1回、湧水の水质検査を実施。 ・処分方法は直接搬入ごみの理立処分。ごみを搬入しようとする者は、役場に届出をする。職員が内容を確認し、内容が適切であれば搬入を許可する。 ・平成9年の市町村が設置する一般廃棄物最終処分場の実態調査において、「共同命令の適用はないが、処分基準違反のおそれ強い最終処分場」であるとして改善指導を受けている。 	<p>名称等 下飯村最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1983年～2016年予定 ・700㎡ 搬入中 <p>瀬々野浦地区最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1977年～2009年予定 ・388㎡ 搬入中 <p>手打地区最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1990年～現在休止中 ・300㎡ 休止中 <p>片野浦最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1990年～2013年予定 ・500㎡ 搬入中 <p>※4箇所最終処分場であるが、適正閉鎖するには、数億円の出費が予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査 毎月1回 ・地下水検査 毎月1回 	<p>名称 鹿島村吹切最終処分場</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理施設 無し ・遮水工 無し ・現在も理立中 ・面積 5,025㎡ 	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場における遮水工又は浸出液処理施設の整備が必要な処分場がある。
衛生自治連絡協議会にすること	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①環境衛生思想の普及向上に関する事項 ②環境衛生に関する調査研究及び地域組織活動の推進に関する事項 ③環境衛生行政に対する要望に関する事項 ④関係機関、団体との連絡調整に関する事項 ⑤川内市が指定するゴミ袋の仕入、卸売、販売等に関する事項 <p>(組織) 川内市内における校区公民館連絡協議会で組織する。代議員に校区公民館連絡協議会長をもってあてる。</p> <p>(役員) 会長1、副会長1、理事4、監事2 任期は1年、再任可 ※1戸当り30円負担</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①指定ゴミ袋の指定店への販売 ②ゴミ不法投棄防止の看板設置 ③春・夏大掃除確認調査 ④環境美化活動補助金 <p>(役員) 会長1、副会長1、理事19、監事2</p> <p>(会費) 1戸当り 200円/年</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及向上 ②生活環境の清掃整頓 ③そと、昆虫駆除薬剤散布 ④伝染病の予防と防疫対策 ⑤結核検診その他予防接種等の協力 ⑥食生活の改善研究 ⑦その他この会の目的を達するため必要な事項 <p>(役員) 会長1、副会長1、理事8、監事2</p> <p>(組織) 入来町内に居住する世帯数をもって組織</p> <p>(役員) 会長1、副会長1、理事7、監事2 会計書記1 任期1年、再任可 ※1戸当り150円負担</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及向上 ②環境衛生に関する調査研究 ③関係各機関団体との連絡協同 ④研究会、講習会等の開催 ⑤その他この会の目的達成に必要な事項 <p>(役員) 会長1、副会長1、理事4、監事2</p> <p>※1地区当り5,000円</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及及び生活環境の衛生保全に係る事業 ②ごみ減量化及び生活排水対策 ③防疫対策 ④その多目的達成に必要な事項 <p>(組織) 代議員は、各地区の自治公民館長及び地区婦人会長である。</p> <p>(役員) 会長1、理事7、事務局長1、書記1</p>	<p>(活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衛生思想の普及啓発 ②衛生施設の整備並びに衛生環境改善の促進 ③村の衛生行政に対する要望協力 ④村が委託する衛生処理業務 ⑤その他目的達成に必要な事項 <p>(役員) 会長1、副会長1、理事若干名、監事2</p> <p>※1戸当り1,200円負担</p>	<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村での取り組み等に大きな差異があり、統一に向けた調整が必要である。 			
環境審議会	<p>環境基本法第44条の規定に基づき、川内市環境審議会を設置し、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調整審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 17名 ・報酬 月額4,700円 									
	<p>合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市における将来の環境保全に関する基本的事項を調査・審議するため、新たに設置する必要がある。 									

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-9 環境衛生事業						専門部会・分科会名		住民健康福祉専門部会 環境分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する計画（環境基本計画）は、川内市の例を基本として、合併後3年以内を目途に策定する。 ・環境美化推進については、合併時に川内市の例により調整する。 ・火葬場の施設及び施設使用料は現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、火葬料は、合併時まで調整する。 ・公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。 									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針（案）
環境に関する計画	<p>①環境基本計画 環境保全に関する施策を体系化し、総合的に取り組める指針とするとともに、行政だけでなく市民や事業者がそれぞれの基本的な役割を認識して環境保全活動に取り組める指針とする。</p>									<p>新市に移行後、3年以内を目途に策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法で義務付けられており、今後の環境行政にとって必要な計画である。
環境美化推進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、事業者等が一体となって、空き缶やタバコの吸殻等のゴミの産別防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もって本市の美しい自然と良好な生活環境の確保に努めるもの。 ・環境美化推進のための市、市民、事業者等の責務と関係行政機関の協力等について規定（根拠法令） ・市環境美化推進条例施行規則 ・市環境美化推進員設置要綱 	<p>【平成15年9月議会に提案予定】 町、町民、事業者等が一体となって、空き缶やタバコの吸殻等のゴミの散乱防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もって本町の美しい自然と良好な生活環境の確保に努めることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化推進のための町、町民、事業者等の責務と関係行政機関の協力等について規定（根拠法令） ・町環境美化推進条例施行規則 ・町環境美化推進員設置要綱 								<p>合併時に、川内市の例により調整する。</p>
火葬場（施設・使用料）	<p>市葬祭場やすらぎ苑 嘱託員5名の交代勤務により、運転業務を行い毎年1月1日以外は開場している。施設維持のため、民間業者と保守点検等の委託契約を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料 ・自販機使用料 ・火葬料 						<p>上甌村平良火葬場 管理及び運営に関し、平良公民館運営委員会と管理委託契約を締結している。 天災その他の理由により施設の補修等が必要な場合は、予算の範囲内で村が補助。</p>	<p>下甌村火葬場 ・火葬料のみ徴収</p>	<p>鹿島村葬祭場 ・火葬料のみ徴収</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。（施設使用料のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川内市は畜場の使用料と火葬料は別々に徴収しているが、下甌村、鹿島村は火葬料を使用料として徴収している。（施設使用料はなし）
墓地（公営墓地の状況）	<p>芸ノ尾第1墓地 325区画 芸ノ尾第2墓地 201区画 市営墓地は、墓地、埋葬に関する法律に基づき、焼骨の埋蔵又は収蔵を行い、これに伴う墳墓その他の施設を設けるためその祭祀の目的の範囲内の用途に使用しなければならない。 ・使用料の徴収あり</p>	<p>樋脇町岩下共同納骨堂 ・92基 ・権利金、管理金なし</p>	<p>入来町向山墓地 ・使用料の徴収あり ・町内に住所を有する者 大内田共同納骨堂</p>				<p>備上壺園 2,491㎡ 備下壺園 3,788㎡ 親農壺園 2,749㎡ ・使用料の徴収なし</p>	<p>桑之浦共同墓地 中道共同墓地 長目道墓地 中野向納骨堂 桑之浦芦道睦納骨堂 児島共同墓地 ・公営墓地の管理は、それぞれの管理組合へ許可</p>	<p>いむた墓地 934㎡ 小牟田壺園 672㎡ 墓地、埋葬に関する法律に基づき、焼骨の埋蔵又は収蔵を行い、これに伴う墳墓その他の施設を設けるため、その祭祀の目的の範囲内の用途に使用しなければならない。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村で使用料の徴収等ばらばらである。 ・今までの経緯等からそれぞれの市町村で異なるため、調整が難しい。

(2) 報告事項

合併協定項目 A・B 群の協議状況について

幹事会一次集約の状況

・**合併協定項目 A群** 【提案日：7月24日(第2回)】・【承認予定日：9月25日(第6回)】

ア 使用料・手数料の取扱いについて

特になし

イ 公共的団体等の取扱いについて

特になし

ウ 上・下水道事業について

・水道事業の新規加入金については、とってるところととってないところがあり、3年間で調整となっているが、とるべきではないのではないか(入来町)

・**合併協定項目 B群** 【提案日：8月12日(第3回)】・【承認予定日：9月25日(第6回)】

ア 地方税の取扱いについて

・個人住民税均等割は、合併年度とこれに続く3年間は不均一課税となっているが、この均等割は「基本的なサービスを受ける住民に広く負担を求める趣旨で一律に課税する。」ことから均一課税とすべきである。(川内市)

イ 補助金・交付金等の取扱いについて

特になし

(東郷町うめ酒「梅慕情」販売促進会議については、制度廃止により削除)

ウ 障害者福祉事業について

特になし

エ 高齢者福祉事業について

特になし

新市地域情報化計画策定懇話会について

新市地域情報化計画策定懇話会委員

市町村名	氏名	備考
川内市	荒木貞夫	
川内市	川畑幸則	
樋脇町	眞野良子	
樋脇町	猶野隆明	
入来町	今藤尚一	
入来町	米森寿美男	
東郷町	渡邊一徹	
東郷町	森園美鈴	
祁答院町	富森貢	
祁答院町	橋口史人	
里村	五十嵐宏和	
里村	永田優	
上甑村	梶原孝信	
上甑村	是枝久枝	
下甑村	迫田一義	
下甑村	中村節	
鹿島村	中野艶子	
鹿島村	出口道代	
学識経験者	根建洋子	鹿児島純心女子大学 助教授
学識経験者	入江新侍	九州職業能力開発大学校 付属川内職業能力開発短期大学校 講師
学識経験者	岩崎秀一	川内市医師会 理事
学識経験者	江口光哉	甑島漁業協同組合設立委員会 事務局長

(敬称略)

第1回懇話会の実施

日時 : 平成15年9月5日(金) 14:00~16:30
 場所 : 川内市役所6階大会議室(南側)
 会議内容等 : 委嘱状交付式
 委員長・副委員長選出
 作業内容説明
 意見交換 ほか

事務の進捗状況について

項 目	進 捗 状 況																								
協議会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月29日：第2号発送（第2・第3回協議会） ・ 第3号は9月末発送予定 																								
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年7月10日：ホームページ開設 平成15年9月1日現在 アクセス件数 3,448件 ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp 																								
議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回議事録 9月3日：調製・関係市町村発送 ・ 第4回議事録は9月中旬発送予定 																								
新市名称募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集期間：平成15年8月25日～9月25日 																								
<p>新市 まちづくり計画 (計画班)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月17日～まちづくり広聴会の開催 52会場（9月13日まで） 9月9日現在 46会場 2,462名参加 <table border="1" data-bbox="675 669 1390 931"> <tr><td>8月17日～</td><td>祁答院町</td><td>(5会場)</td></tr> <tr><td>8月18日～</td><td>東郷町</td><td>(5会場)</td></tr> <tr><td>8月23日～</td><td>上甑村</td><td>(3会場)・下甑村 (6会場)</td></tr> <tr><td>8月25日～</td><td>川内市</td><td>(19会場)</td></tr> <tr><td>8月30日</td><td>里村</td><td>(2会場)</td></tr> <tr><td>8月31日</td><td>鹿島村</td><td>(2会場)</td></tr> <tr><td>9月3日～</td><td>入来町</td><td>(5会場)</td></tr> <tr><td>9月5日～</td><td>樋脇町</td><td>(5会場)</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月1日 計画原案に対するまちづくりフォーラムとの意見交換会 ・ 9月9日 計画原案に対するまちづくりフォーラムとの意見交換会 フォーラム委員とプロジェクト会議委員(企画財政担当部課長等)の意見交換 <p>[今後の予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月18日 第5回幹事会において計画原案審議 ・ 9月25日 第6回協議会において計画原案審議 ・ 11月13日 第9回協議会において修正案提案 ・ 11月27日 第10回協議会において修正案審議(案確定) ・ 11月28日～計画案について県知事協議・回答 ・ 12月24日 第11回協議会において計画決定 	8月17日～	祁答院町	(5会場)	8月18日～	東郷町	(5会場)	8月23日～	上甑村	(3会場)・下甑村 (6会場)	8月25日～	川内市	(19会場)	8月30日	里村	(2会場)	8月31日	鹿島村	(2会場)	9月3日～	入来町	(5会場)	9月5日～	樋脇町	(5会場)
8月17日～	祁答院町	(5会場)																							
8月18日～	東郷町	(5会場)																							
8月23日～	上甑村	(3会場)・下甑村 (6会場)																							
8月25日～	川内市	(19会場)																							
8月30日	里村	(2会場)																							
8月31日	鹿島村	(2会場)																							
9月3日～	入来町	(5会場)																							
9月5日～	樋脇町	(5会場)																							
<p>事務事業一元化関係 (調整班)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門部会、分科会開催状況(8月15日～8月31日) 専門部会 延べ 6回 分科会 延べ 32回 ・ 調整会議開催状況 事務組織調整会議(作業部会) 1回 地区コミュニティ調整会議(作業部会) 地域情報化調整会議(作業部会) 1回 ・ 議会議長会議 1回 ・ 農業委員長局長会議 1回 ・ 消防団長会議 1回 ・ 教育長会議 1回 <p>[次期提案項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月25日 E群提案 「慣行の取扱い」・「男女共同参画事業」 「広報広聴関係事業」・「情報公開制度」 <p>[今後の作業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門部会、分科会で事務事業再調整作業(分科会協議に併せ随時) ・ 合併協定項目議案調製作業(7月～11月) ・ 例規原案作成作業(7月～H16.3月) ・ 事務処理マニュアル作成作業(7月～H16.3月) ・ 地域情報化計画策定作業(7月～12月) 																								

9 専門部会の進捗状況について（平成 15 年 7 月 10 日～平成 15 年 8 月 31 日）

部 会 名	進 捗 状 況
総務部会	<p>これまでに専門部会 2 回、分科会（5 分科会）を延べ 9 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、事務組織機構調整会議を 4 回開催し、新市の組織機構について協議した。なお、消防団の取扱いについて消防団長会議を 1 回開催した。</p> <p>今後、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を行う。また、文書法制・選挙・庁舎管理分科会に設置した例規作業部会を中心に各専門部会の協力を得ながら、例規一元化作業を進める。</p>
企画財政部会	<p>これまでに専門部会を 4 回、分科会（2 分科会）を延べ 10 回開催し、事務事業の再調整、調整項目分類（ランク分け）の見直し、協定項目の議案調整を行った。</p> <p>今後の予定としては、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を行いながら、例規一元化作業も同時に進めることとしている。</p> <p>また、地区コミュニティ調整会議を開催し、制度とコミュニティ施策を検討していく。</p>
産業経済部会	<p>これまでに専門部会を 2 回、分科会（8 分科会）を延べ 19 回開催し、事務事業の再調整、例規一覧表の確認及びスケジュール調整を行った。今後の予定としては、協定項目の議案調製及び各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を進める予定である。</p> <p>「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、農委会会長局長会で協議し、調整方針案を決定した。今後は、専門部会へ調整方針案を報告のうえ協定項目の議案として協議を進める予定である。</p>
住民健康福祉部会	<p>これまでに専門部会 2 回、分科会（5 分科会）を延べ 12 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調製を行った。</p> <p>今後も、各協定項目に係る議案の調製と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を行くこととしている。</p> <p>社会福祉協議会においては、第 1 回川薩地区社協合併協議会が開催され、規約及び平成 15 年度事業計画案等について協議がなされた。また、事務局長会議及び専門部会等も開催され、協議会の報告、今後の協議スケジュール等が確認された。</p> <p>なお、今後早急に社協との合同分科会を開催することとしている。</p>
建設部会	<p>これまでに専門部会 1 回、分科会（5 分科会）を延べ 5 回開催し、事務事業の再調整、例規一覧表の確認及びスケジュール調整を行った。</p> <p>今後の予定としては、協定項目の議案調製及び各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を進める予定である。</p>
上下水道部会	<p>これまでに専門部会 1 回、各分科会（4 分科会）を延べ 17 回開催し、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。</p> <p>今後各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ協議を進める予定である。</p>
教育部会	<p>これまでに専門部会 3 回、各分科会（6 分科会）を延べ 18 回開催し、事務事業の再調整、各協定項目議案、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。</p> <p>今後各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ協議を進める予定である。</p> <p>また、8 月 26 日に第 1 回教育長合併事務報告会議を開催した。</p>
電算情報部会	<p>これまでに専門部会 1 回、分科会を 4 回開催し、事務事業の調整、システム統合作業、ネットワークの考え方などについて、また、地域情報化調整会議を 1 回、同作業部会を 2 回開催し、住民アンケートなど地域情報化計画策定作業の今後の進め方などについて協議した。</p> <p>今後は、新市のネットワークのあり方やシステム統合作業などに重点を置き、各分科会での詳細協議に携わることとし、調整会議では、地域情報化計画策定作業を進めていく予定である。</p>
議会・監査部会	<p>これまでに議会、監査専門部会をそれぞれ 2 回ずつ開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、議長会を 3 回開催し、「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」協議中であり、今後も継続して協議・検討することとしている。</p> <p>これからの予定としては、協定項目の議案調製及び事務事業の詳細なすり合わせ協議を進める予定である。</p>

一部事務組合について

(参考：川西薩地区での協議経過)

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 15 年 4 月 25 日	3 地区法定協 議会事務局意 見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール ・一部事務組合の現状 ・一部事務組合調整の考え方 ・調整スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係一部事務組合会議の開催 ・スケジュールの一番早い日置に合わせて協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要 ・県へ県内法定協事務局長会議の開催要請
5 月 28 日	3 法定協共催 一部事務組合 等意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協概要及びスケジュール等 確認 ・業務別会議 各組合の現状、組合の方針、今 後の協議の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず組合構成市町村で協議を進める。 ・6 月中を目処に協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要
6 月 23 日	川西薩地区・薩 摩東部地区事 務局長協議	<ul style="list-style-type: none"> ・解散の考え方について ・一部事務組合調整の考え方 ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・10 月 11 日は、解散ではなく 2 町（入来町、祁 答院町）の脱退である。 ・脱退、財産処分等については構成町すべての議 会の可決が必要である。 ・法的な手続きや法解釈の不明確な部分（解散、 消滅）財産処分や一部事務組合職員の取扱い等 について、県に照会し、今後調査していく。 ・お互いに知識、資料の交換を行う。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
6 月 30 日	入来町・祁答院 町・川西薩地区 法定合併協議 会事務局意見 交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・2 町の方針について ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部衛生処理組合を脱退、解散する場合の法的 問題点を整理し、協議していく。 ・一部事務組合は、すべて同列で協議するのでは なく、業務ごとに状況が異なるので、それぞれで 協議していく。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
7 月 4 日	川薩地区介護 保険組合担当 課長会	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の概要及び現状等の説明 ・解散するとした場合の問題点 財産について （財政調整基金・公用車） 合併期日の時期のズレによる対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回、課題問題点について、持ちより、協議す る。

協議経過 [川薩地区]

月 日	会議名	協議事項	確認事項
7月11日	禰答院地区消防組合議会全員協議会	[薩摩東部地区合併協議会] 禰答院地区消防組合の調整方針について	[禰答院地区消防組合での調整方針案] 「 禰答院町は、川薩地区新市施行の前日（平成 16 年 10 月 11 日）に禰答院地区消防組合を脱退し、新市において業務を行う。 財産処分、職員の処遇については、今後協議する。」 という管理者の方針が示された。 * 禰答院町分を抜粋
7月14日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	禰答院地区消防組合の調整方針について 今後のスケジュールについて	・ 禰答院地区消防組合の調整方針について、川薩地区でも確認、協議していく。 ・ 他組合の調整についても、9 月提案を目処に共通のスケジュールにより作業を進める。 ・ 財産処分や職員の処遇については、複数案を提示し協議していく。（薩摩東部地区で資料は作成する。）
7月16日	薩摩郡東部衛生処理組合関係 5 町助役会議	これまでの協議経過 組合の基本方針について 協議スケジュールについて 協議事項について	・ 解散の考え方は、平成 16 年 10 月入来町・禰答院町の脱退、平成 17 年 1 月解散（消滅） ・ 一部事務組合の調整については、各町とも住民、議会へ説明が必要であり、その判断材料となる資料作成が必要である。 ・ 合併の伴う問題については、幹事会及び担当係長で問題の整理を行い、今後の判断材料にしていく。 ・ 判断材料となる資料については、両地区で共有する。
7月23日	一部事務組合等協議スケジュール説明会 各一部事務組合事務局長 業務担当課長	これまでの協議経過 今後の協議のスケジュール 協議の進め方 調査事項等	・ 最終議案調整を 8 月 25 日とし、それまでに調整方針案を協議し、決定する。 ・ 業務別会議を開催する。 ・ 組合構成市町村の助役、首長協議、関係組合の管理者協議を行う。 ・ 考えられるパターンの試算等を行い、関係市町村へ示す。
8月6日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・ 協議検討に必要な資料の作成依頼 ・ 関係市町村等協議の設定を依頼
8月6日	西薩衛生処理組合構成市町担当課長会議（1市2町）	組合の調整方針（案） 今後のスケジュール	・ 組合を構成する 1 市 2 町は、合併関係市町にすべて含まれるため、組合は解散することとなる。 ・ 新市での体制を想定し、協議を進める。
8月18日	業務別（ごみ処理）打合せ 川内市・樋脇町・入来町・禰答院町	現状報告 意見交換	・ ごみ処理業務の現状把握と課題・問題点の把握
8月19日	県副知事、総務部長等と協議	一部事務組合の取扱い調整 依頼	一部事務組合の枠組みは、地域の協議課題であるが、再編に伴う起債償還・財産処分等に係る法的な課題の整理について、全県統一的な調整を県に依頼した。

月 日	会議名	協議事項	確認事項
8月25日	樋脇町・串木野 樋脇清掃組合 と打合せ	現状報告 組合の取扱い	・今後の協議について
8月27日	薩摩東部地区 法定協事務局 と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・5町助役、担当課長会議の開催 ・両法定協幹事長会議の設定要請
9月9日	薩摩郡東部衛 生処理組合関 係5町助役会 議	組合基本方針の協議	・組合基本方針に対する合併協議会事務局間及び構成 市町村長協議の開催

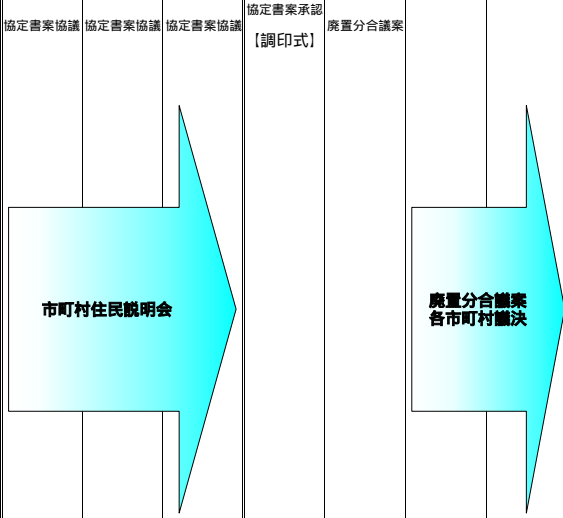
(3) その他

次回協議会の開催等について

会議名	日 程	会場	協議内容
第 5 回幹事会	9月18日(木) 午後1時30分~	サンアリーナせんだい (川内市)	<p>協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6回協議会資料案について ・新市まちづくり計画原案審議 ・合併協定項目 F群提案 事務事業の一元化に関わる事項 - 議会議員の定数及び任期 - 農業委員会委員の定数及び任期 - 一部事務組合等の取扱い - 消防団の取扱い 各種事務事業の取扱い - 姉妹都市・国際交流事業 - 消防防災関係事業 - 農林水産関係事業 他
第6回協議会	9月25日(木) 午後1時30分 ~	いこいの村いむた池 (祁答院町)	<p>協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市まちづくり計画原案審議 ・合併協定項目 A B群承認 事務事業の一元化に関わる事項 - 使用料・手数料の取扱い - 公共的団体の取扱い - 地方税の取扱い - 補助金・交付金等の取扱い 各種事務事業の取扱い - 上・下水道事業 - 障害者福祉事業 - 高齢者福祉事業 ・合併協定項目 E群提案 事務事業の一元化に関わる事項 - 慣行の取扱い 各種事務事業の取扱い - 男女共同参画事業 - 広報広聴事業 - 情報公開制度 他

合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)

協議会		第1回 7月10日	第2回 7月24日	第3回 8月12日	第4回 8月28日	第5回 9月11日	第6回 9月25日	第7回 10月7日	第8回 10月24日	第9回 11月13日	第10回 11月26日	第11回 12月24日	第12回 1月15日	第13回 1月29日	第14回 2月12日	第15回 2月26日	第16回 3月18日	
幹事会				第2回 8月7日	第3回 8月22日	第4回 9月4日	第5回 9月18日	第6回 10月2日	第7回 10月16日	第8回 11月6日	第9回 11月20日	任意設定 11月25日	第10回 12月18日	第11回 1月8日	第12回 1月22日	第13回 2月5日	第14回 2月19日	
1	合併の方式	基	第8号提案・決定															
2	合併の期日	基	第9号提案・決定															
3	事務所の位置	基	第10号提案・決定															
4	11 条例、規則等の取扱い	S	第3号提案	第14号承認														
5	23 -3 電算システム		第4号提案	第15号承認														
6	14 使用料・手数料の取扱い	A	第5号提案							審議・承認								
7	15 公共的団体等の取扱い		第6号提案								審議・承認							
8	23 -18 上・下水道事業		第7号提案									審議・承認						
9	8 地方税の取扱い	B		第9号提案														
10	10 補助金・交付金等の取扱い		第10号提案															
11	23 -10 障害者福祉事業		第11号提案															
12	23 -11 高齢者福祉事業			第12号提案														
13	9 財産の取扱い	C		幹事会協議		第13号提案												
14	12 事務組織及び機構の取扱い		幹事会協議		第14号提案													
15	16 国民健康保険事業の取扱い		幹事会協議		第15号提案													
16	20 介護保険事業の取扱い		幹事会協議		第16号提案													
17	23 -12 児童福祉事業		幹事会協議		第17号提案													
18	17 町名・字名の取扱い	D		幹事会協議		第18号提案												
19	23 自治会・行政連絡機構の取扱い		幹事会協議		第19号提案													
20	23 -7 窓口業務		幹事会協議		第20号提案													
21	23 -8 保健衛生事業		幹事会協議		第21号提案													
22	23 -9 環境衛生事業			幹事会協議		第22号提案												
23	18 慣行の取扱い	E		幹事会協議		提案												
24	23 -1 男女共同参画事業		幹事会協議		提案													
25	23 -4 広報広聴事業		幹事会協議		提案													
26	23 -22 情報公開制度			幹事会協議		提案												
27	6 議会議員の定数及び任期	F		幹事会協議		提案												
28	7 農業委員会委員の定数及び任期		幹事会協議		提案													
29	13 一部事務組合等の取扱い		幹事会協議		提案													
30	21 消防団の取扱い		幹事会協議		提案													
31	23 -2 姉妹都市・国際交流事業		幹事会協議		提案													
32	23 -5 消防防災関係事業			幹事会協議		提案												
33	23 -15 農林水産関係事業			幹事会協議		提案												
34	23 -6 交通関係事業	G		幹事会協議		提案												
35	23 -16 商工・観光関係事業		幹事会協議		提案													
36	23 -17 建設関係事業		幹事会協議		提案													
37	23 -19 学校教育事業		幹事会協議		提案													
38	23 -20 コミュニティ施策		幹事会協議		提案													
39	23 -21 社会教育事業			幹事会協議		提案												
40	3 新市の名称	H	(要綱)	(継続協議)	(審議)													
41	9 一般職の職員身分の取扱い																	
42	10 特別職の職員身分の取扱い																	
43	23 -13 生活保護事業																	
44	23 -14 その他福祉事業																	
45	23 -23 その他事業																	
46	24 新市まちづくり計画(新市建設計画)	B		第8号原案提案			一次集約	原案審議	原案審議		修正案提案	二次集約	修正案審議					



協定書案協議 協定書案提案 協定書案協議 協定書案協議 協定書案協議 協定書案協議 協定書案承認【調印式】 府県分合議案 府県分合議決報告

合併協定項目（46項目）の協議状況

合併協定項目		提案時期	確認時期	協議状況
1	1 合併の方式	第1回協議会 (H15,7,10)	第1回協議会 (H15,7,10)	確認済
2	2 合併の期日	第1回協議会 (H15,7,10)	第1回協議会 (H15,7,10)	確認済
3	3 新市の名称	第3回協議会で公募方法等・選定基準等を確認。 8/25~9/25公募		
4	4 新市の事務所の位置	第1回協議会 (H15,7,10)	第1回協議会 (H15,7,10)	確認済
5	5 財産の取扱い	第4回協議会 (H15,8,28)		持ち帰り協議中
6	6 議会議員の定数及び任期の取扱い			
7	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			
8	8 地方税の取扱い	第3回協議会 (H15,8,12)		持ち帰り協議中
9	9 一般職の職員の身分の取扱い			
10	10 特別職の身分の取扱い			
11	11 条例、規則等の取扱い	第1回協議会 (H15,7,10)	第2回協議会 (H15,7,24)	確認済
12	12 事務組織及び機構の取扱い	第4回協議会 (H15,8,28)		持ち帰り協議中
13	13 一部事務組合等の取扱い			
14	14 使用料、手数料等の取扱い	第2回協議会 (H15,7,24)		持ち帰り協議中
15	15 公共的団体等の取扱い	第2回協議会 (H15,7,24)		持ち帰り協議中
16	16 補助金、交付金等の取扱い	第3回協議会 (H15,8,12)		持ち帰り協議中
17	17 町名・字名の取扱い	第5回協議会 (H15,9,11)		
18	18 慣行の取扱い			
19	19 国民健康保険事業の取扱い	第4回協議会 (H15,8,28)		持ち帰り協議中
20	20 介護保険事業の取扱い	第4回協議会 (H15,8,28)		持ち帰り協議中
21	21 消防団の取扱い			
22	22 自治会・行政連絡機構の取扱い	第5回協議会 (H15,9,11)		
23	23-1 男女共同参画事業			
24	23-2 姉妹都市・国際交流事業			
25	23-3 電算システム事業	第1回協議会 (H15,7,10)	第2回協議会 (H15,7,24)	確認済
26	23-4 広報広聴関係事業			
27	23-5 消防防災関係事業			
28	23-6 交通関係事業			
29	23-7 窓口業務	第5回協議会 (H15,9,11)		
30	23-8 保健衛生事業	第5回協議会 (H15,9,11)		
31	23-9 環境衛生事業	第5回協議会 (H15,9,11)		
32	23-10 障害者福祉事業	第3回協議会 (H15,8,12)		持ち帰り協議中
33	23-11 高齢者福祉事業	第3回協議会 (H15,8,12)		持ち帰り協議中
34	23-12 児童福祉事業	第4回協議会 (H15,8,28)		持ち帰り協議中
35	23-13 生活保護事業			
36	23-14 その他の福祉事業			
37	23-15 農林水産関係事業			
38	23-16 商工・観光関係事業			
39	23-17 建設関係事業			
40	23-18 上・下水道事業	第2回協議会 (H15,7,24)		持ち帰り協議中
41	23-19 学校教育事業			
42	23-20 コミュニティ施策			
43	23-21 社会教育事業			
44	23-22 情報公開制度			
45	23-23 その他事業			
46	24 新市まちづくり計画	第3回協議会 (H15,8,12)		協議中

平成15年度 川薩地区法定合併協議会 協議日程(予定)について

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
7	3	木	13:30			・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	10	木	13:30	設置会議 第1回協議会 第1回小委員会	・新市まちづくり計画策定方針 ・新市名称募集要項等提案	・基本3項目提案・決定 ・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	17	木	13:30	第1回幹事会		・合併協定項目 A, B 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	24	木	13:30	第2回協議会 第2回小委員会	・新市名称募集要項等承認 ・町名・字名について	・合併協定項目 S 群決定 ・合併協定項目 A 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	31	木	13:30	協議会 予備			ホテル太陽パ レス
8	7	木	13:30	第2回幹事会		・合併協定項目 C 群提案	入来町 文化ホール 別館
	12	火	13:30	第3回協議会 第3回小委員会	・新市まちづくり計画原案提案 ・町名・字名について	・合併協定項目 B 群提案	榑脇町 ホテル グリーンヒル
	22	金	13:30	第3回幹事会		・合併協定項目 D 群提案	東郷町 アミティプラザ 東郷
	28	木	13:30	第4回協議会		・合併協定項目 C 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
9	4	木	13:30	第4回幹事会		・合併協定項目 E 群提案	川内市 おおとり荘
	11	木	13:30	第5回協議会 第4回小委員会		・合併協定項目 D 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	18	木	13:30	第5回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	25	木	13:30	第6回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 A B 群決定 ・合併協定項目 E 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
10	2	木	13:30	第6回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 G 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	7	火	13:30	第7回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	榑脇町 ホテル グリーンヒル
	14	火	13:30	第5回小委員会	・新市名称20点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	16	木	13:30	第7回幹事会		・合併協定項目 H 群提案	里村 中央公民館
	24	金	13:30	第8回協議会	・新市名称小委員会中間報告 (20点程度)	・合併協定項目 C D 群決定 ・合併協定項目 G 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	30	木	13:30	協議会 予備日			(未定)

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
11	4	火	13:30	第6回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	6	木	13:30	第8回幹事会	・新市まちづくり計画修正原案提案		川内市 おとり荘
	13	木	13:30	第9回協議会	・新市まちづくり計画修正原案提案	・合併協定項目 H 群提案	榑臨町ホテル グリーンヒル
	17	月	13:30	第7回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	20	木	13:30	第9回幹事会	・新市まちづくり計画案決定	・住民説明会の日程協議	川内市 サンアリーナ せんだい
	26	水	13:30	第10回協議会	・新市まちづくり計画案決定	・合併協定項目 E, F 群決定 ・新市の名称について提案(5点程度)	川内市ホテル 太陽バレス
12	4	木	13:30	幹事会予備			川内市役所 6階大会議室
	11	木	13:30	協議会予備			川内市ホテル 太陽バレス
	18	木	13:30	第10回幹事会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定		入来町文化ホ ール別館
	24	水	13:30	第11回協議会 第8回小委員会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定 ・優秀賞の決定(小委員会)	・合併協定項目 G, H 群決定 ・新市の名称について決定 (候補1点)	川内市 ホテル太陽 バレス
1	8	木	13:30	第11回幹事会			東郷町アミテ イプラザ東郷
	15	木	13:30	第12回協議会	・合併協定書(案)提案	・住民説明会	榑臨町ホテル グリーンヒル
	22	木	13:30	第12回幹事会		↑ 各市町村 住民説明会 ↓	川内市 サンアリーナ せんだい
	29	木	13:30	第13回協議会	・合併協定書(案)審議		
2	5	木	13:30	第13回幹事会			川内市 おとり荘
	12	木	13:30	第14回協議会	・合併協定書(案)決定 【合併協定書 調印式】	・住民説明会 報告	川内市ホテル 太陽バレス
	19	木	13:30	第14回幹事会			祁答院町 農村環境改善 センター
	26	木	13:30	第15回協議会			祁答院町 いこいの村 いわた池
3	4	木	13:30	幹事会予備			(未定)
	11	木	13:30	協議会予備			(未定)
	18	木	13:30	第15回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	25	木	13:30	第16回協議会	・各市町村 議決		川内市ホテル 太陽バレス
4	1	木	13:30	第16回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	8	木	13:30	第17回協議会			榑臨町ホテル グリーンヒル
	15	木	13:30	第17回幹事会			川内市役所 6階大会議室
	22	木	13:30	第18回協議会			川内市ホテル 太陽バレス